

青森市障がい福祉計画 第7期計画（素案）

令和6年度～令和8年度

令和6年3月



青森市

— 目 次 —

第1章 計画策定の基本的考え方	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置づけ	2
III 計画期間	2
IV 計画の進行管理	3
第2章 障がい者数等の推移	4
I 障がい者数の推移	4
II 障害支援区分別認定者数の推移	1 1
III 障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移	1 2
IV 特定医療（指定難病）受給者証の所持者数	1 3
V 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移	1 3
VI 障がい者向けサービス事業所数の推移	1 5
第3章 アンケート調査	1 6
I アンケート調査の概要	1 6
II アンケート調査の結果（抜粋）	1 7
第4章 成果目標	3 0
I 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3 0
II 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3 1
III 地域生活支援の充実	3 2
IV 福祉施設から一般就労への移行等	3 4
V 障がい児支援の提供体制の整備等	3 6
VI 相談支援体制の充実・強化等	3 8
VII 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	4 0
第5章 障害福祉サービス等の見込量	4 1
I 障害福祉サービスのサービス毎の見込量	4 1
1 訪問系サービス	4 1
2 日中活動系サービス	4 3
3 居住系サービス	5 0
4 相談支援	5 3
5 障がい児支援	5 6
II 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	6 1
1 必須事業	6 1
2 任意事業	7 0

第1章 計画策定の基本的考え方

I 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、平成28年3月に「誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現」を基本理念とする「青森市障がい者総合プラン」を策定し、障がいのある方が地域で主体的な生活を送ることができるよう、障がいのある方の日常生活を支えるさまざまなサービスを提供するとともに、障がいのある方がさまざまな活動に参加できる環境の整備に取り組んできました。

また、平成29年4月には、障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指し、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、令和2年4月には、障がいの有無に関わらず誰もが互いに意思を伝え合い、理解し合える環境づくりの実現を目指し、「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」を施行しました。

こうした中で、令和3年3月、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づき、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」と、成果目標を達成するために必要となる「障害福祉サービス等の見込量」を定めた「青森市障がい福祉計画第6期計画」を策定しましたが、令和5年度をもって本計画の計画期間が終了となることから、次期計画として、「青森市障がい福祉計画第7期計画」を策定します。

Ⅱ 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、児童福祉法（昭和22年法律第64号）の平成28年6月の改正に基づき、障害児通所支援など種類ごとの必要な見込量などを定める「市町村障害児福祉計画」と一体のものとして策定します。

また、「障がいのある方」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がいなどに起因する身体または精神上の障がいがあり、長期にわたり生活上の支障のある方とし、18歳未満の「障がいのある児童」も含みます。

Ⅲ 計画期間

本計画の期間は、国の基本指針において3年を1期として策定するものとされていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
青森市 障がい福祉計画	第3期 計画 H24～ H26		第4期 計画 H27～H29			第5期 計画 H30～R2			第6期 計画 R3～R5			第7期 計画 R6～R8		

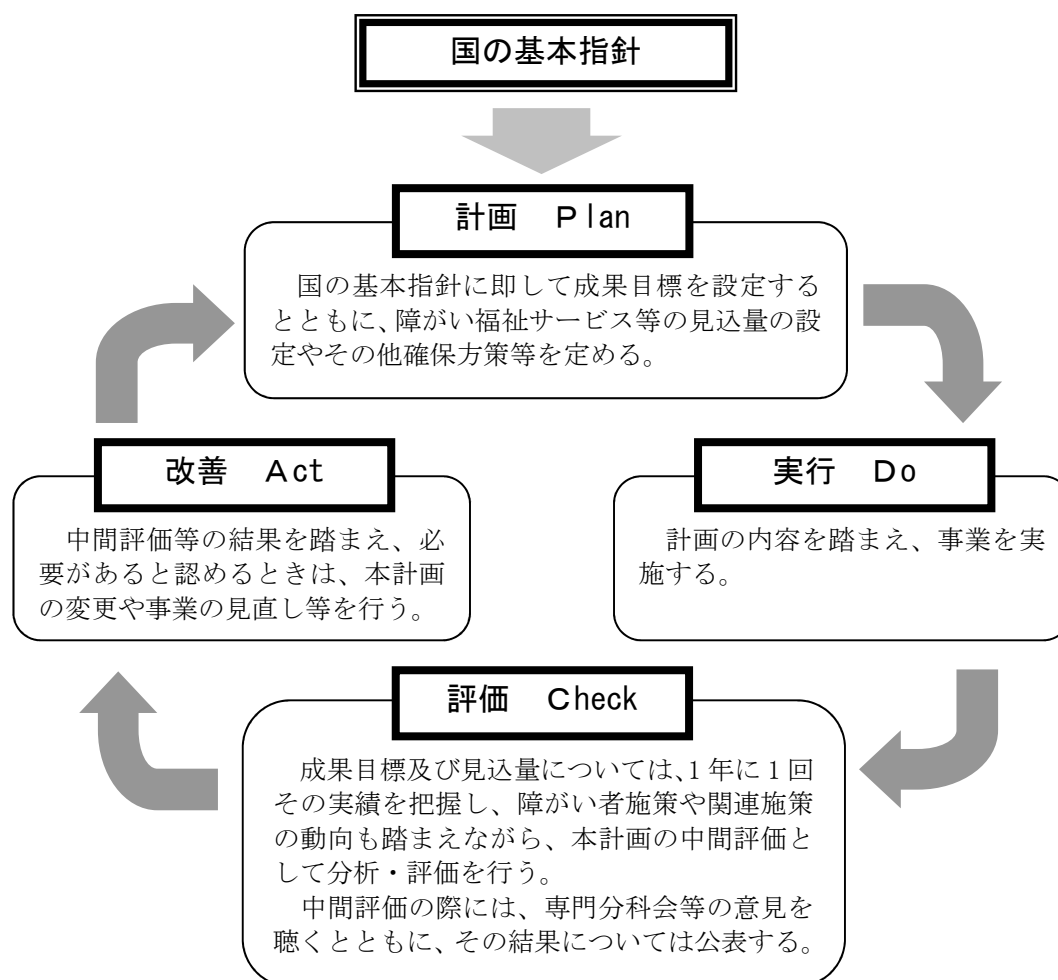
IV 計画の進行管理

国の基本指針では、障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずることとされています。このため、本計画における目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価（中間評価）を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画は、「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」で計画の進行管理及び中間評価を行います。

なお、成果目標の達成に向けて、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であるため、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の関係機関との連携を図ります。

本計画におけるPDCAサイクル



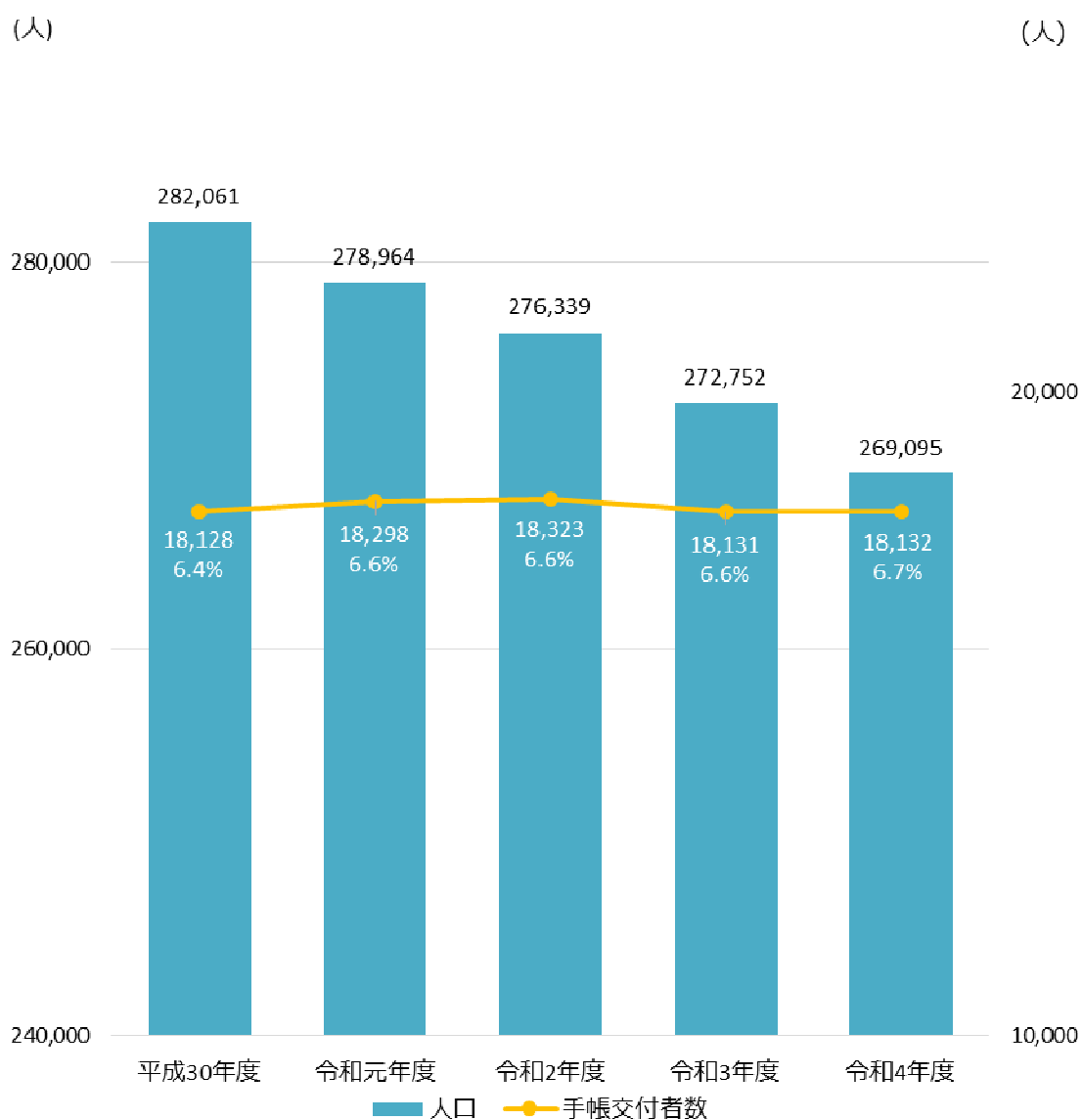
第2章 障がい者数等の推移

I 障がい者数の推移

1 本市の人口と障がい者手帳交付状況

人口は年々減少傾向にあり、令和4年度の人口は、平成30年度と比較し、12,966人、4.6%減少していますが、令和4年度の障がい者手帳交付者数は、平成30年度と比較し、同程度で推移しており、人口に占める割合は0.3%増加しています。

本市の人口と障がい者手帳交付者数の推移

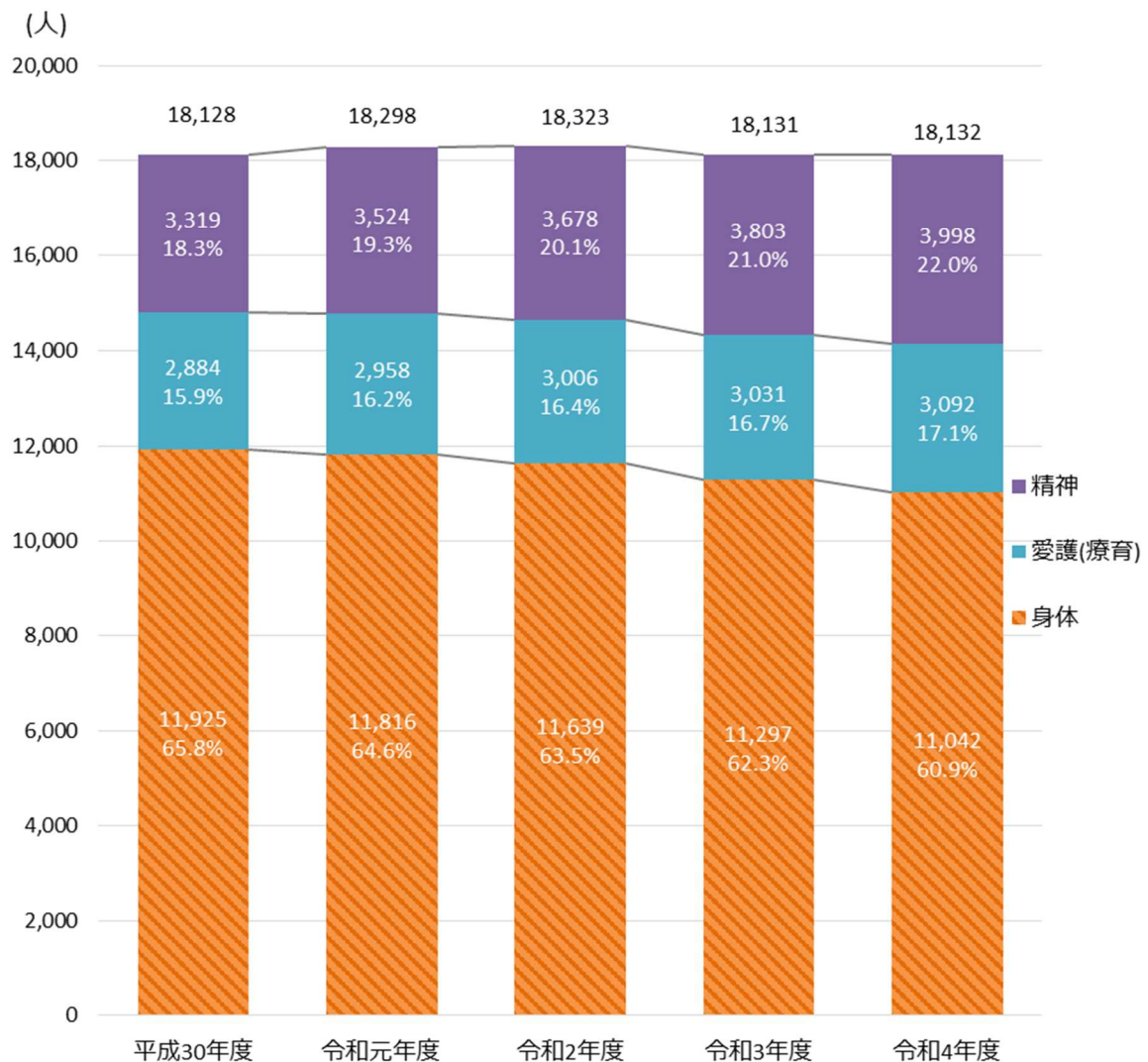


※人口（住民基本台帳調べ）及び手帳交付者数は、各年度3月31日現在

2 障がい別手帳交付状況

手帳交付者数については、愛護手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳は、年々増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度までの手帳別の増加率は、精神障害者保健福祉手帳が20.5%、愛護手帳（療育手帳）が7.2%増加しており、身体障害者手帳が7.4%減少しています。

障がい別手帳交付者数の推移



※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

3 年齢別手帳交付状況

障がい者手帳交付者数のうち18歳未満の交付者数について、令和4年度の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成30年度と比較し、65人、64.4%増加しています。

年齢別手帳交付者数の推移

(単位：人)

区 分	年 齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30人数比
身体障害者 手帳	18歳未満	251	244	228	222	198	78.9%
		2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	1.8%	
	18歳以上	3,108	3,040	2,922	2,819	2,765	89.0%
	65歳未満	26.1%	25.7%	25.1%	24.9%	25.0%	
	65歳以上	8,566	8,532	8,489	8,256	8,079	94.3%
		71.8%	72.2%	72.9%	73.1%	73.2%	
	計	11,925	11,816	11,639	11,297	11,042	92.6%
100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
愛護(療育) 手帳	18歳未満	567	581	567	547	554	97.7%
		19.7%	19.6%	18.9%	18.0%	17.9%	
	18歳以上	1,991	2,050	2,108	2,151	2,186	109.8%
	65歳未満	69.0%	69.3%	70.1%	71.0%	70.7%	
	65歳以上	326	327	331	333	352	108.0%
		11.3%	11.1%	11.0%	11.0%	11.4%	
	計	2,884	2,958	3,006	3,031	3,092	107.2%
100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
精神障害者 保健福祉手帳	18歳未満	101	117	131	141	166	164.4%
		3.1%	3.3%	3.6%	3.7%	4.1%	
	18歳以上	2,470	2,645	2,735	2,818	2,962	119.9%
	65歳未満	74.4%	75.1%	74.3%	74.1%	74.1%	
	65歳以上	748	762	812	844	870	116.3%
		22.5%	21.6%	22.1%	22.2%	21.8%	
	計	3,319	3,524	3,678	3,803	3,998	120.5%
100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
3手帳合計		18,128	18,298	18,323	18,131	18,132	100.0%

※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

4 身体障害者手帳の等級別の交付状況

身体障害者手帳の交付者数は年々減少傾向にあり、令和4年度は平成30年度と比較し、883人、7.4%減少しています。

等級別では、すべてにおいて減少傾向にあり、令和4年度は平成30年度と比較し、1級が329人、7.0%、2級が142人、8.4%、3級が39人、2.0%、4級が250人、10.2%、5級が78人、15.9%、6級が45人、6.9%減少しています。

身体障害者手帳交付者数の推移



※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

5 身体障害者手帳の障がい別の交付状況

身体障害者手帳の障がい別の交付者のうち、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「内部障がい」については、ほぼ横ばいで推移していますが、「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」「肢体不自由」については、わずかながら年々減少傾向にあります。

身体障害者手帳の障がい別の交付状況の推移

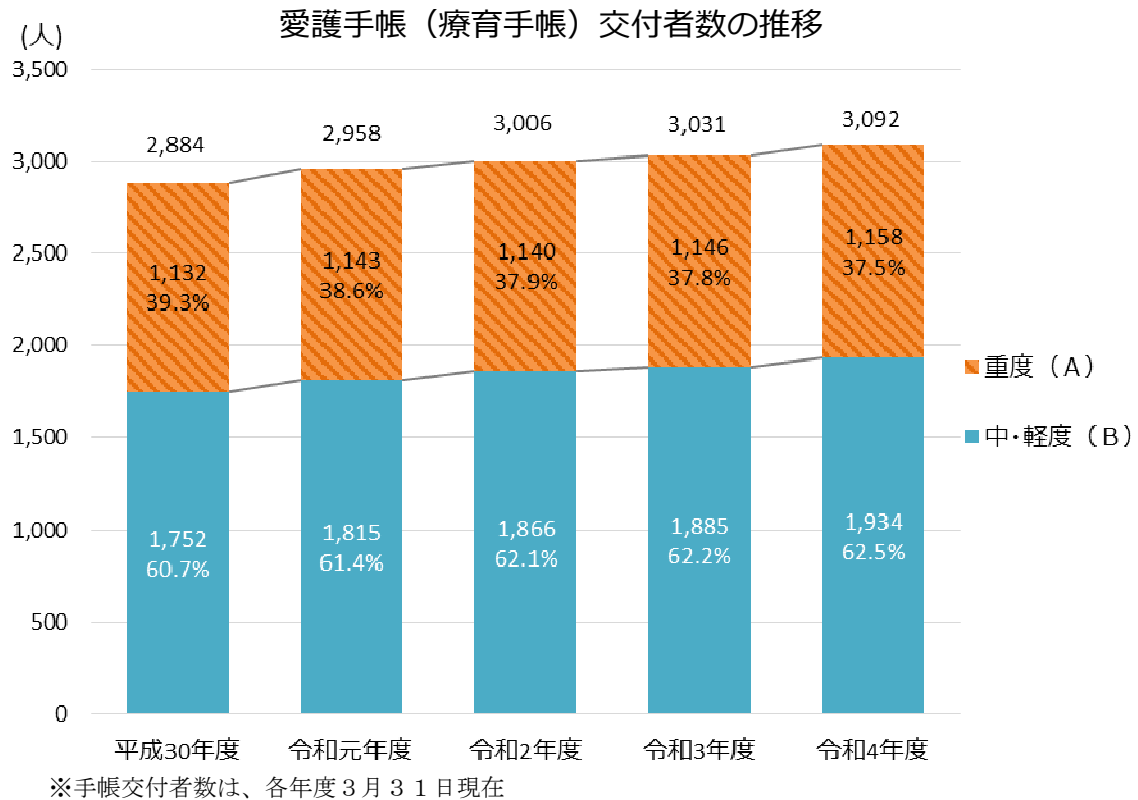
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	人	723	713	701	682	667
	%	6.06	6.03	6.02	6.04	6.04
聴覚・平衡機能障がい	人	996	990	972	954	917
	%	8.35	8.38	8.35	8.44	8.30
音声・言語機能障がい	人	96	100	99	92	96
	%	0.81	0.85	0.85	0.81	0.87
肢体不自由	人	5,682	5,513	5,339	5,118	4,967
	%	47.65	46.66	45.87	45.30	44.98
内部障がい	人	4,428	4,500	4,528	4,451	4,395
	%	37.13	38.08	38.90	39.40	39.80
心臓機能障がい	人	2,792	2,845	2,885	2,831	2,781
	%	23.41	24.08	24.79	25.06	25.19
腎臓機能障がい	人	947	968	939	921	929
	%	7.94	8.19	8.07	8.15	8.41
呼吸器機能障がい	人	126	126	133	129	116
	%	1.06	1.06	1.14	1.14	1.05
ぼうこう・直腸機能障がい	人	513	507	522	518	518
	%	4.30	4.29	4.49	4.59	4.69
小腸機能障がい	人	5	5	4	4	4
	%	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04
免疫機能障がい	人	24	28	26	30	31
	%	0.20	0.24	0.22	0.27	0.28
肝臓機能障がい	人	21	21	19	18	16
	%	0.18	0.18	0.16	0.16	0.14
合計	人	11,925	11,816	11,639	11,297	11,042
	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

6 愛護手帳（療育手帳）の程度別の交付状況

愛護手帳（療育手帳）の交付者数は年々増加傾向にあり、令和4年度は平成30年度と比較し、208人、7.2%増加しています。

程度別では、重度（A）が26人、2.3%、中・軽度（B）が182人、10.4%増加しています。



7 重症心身障がい児（者）の状況

愛護手帳（療育手帳）の重度（A）と、身体障害者手帳の肢体不自由（下肢1級、体幹1級・2級）又は脳原性運動機能障がい（移動機能障がい1級）の両方を所持する重症心身障がい児（者）は、令和5年11月1日現在で120人となっています。

重症心身障がい児（者）の内訳

（単位：人）

重症心身障がい児（者）		肢体不自由			脳原性運動機能障害
		下肢1級	体幹1級・2級	下肢1級、体幹1級・2級	移動障害1級
18歳未満	15	3	2	5	5
18歳以上	105	32	16	39	18
合計	120	35	18	44	23

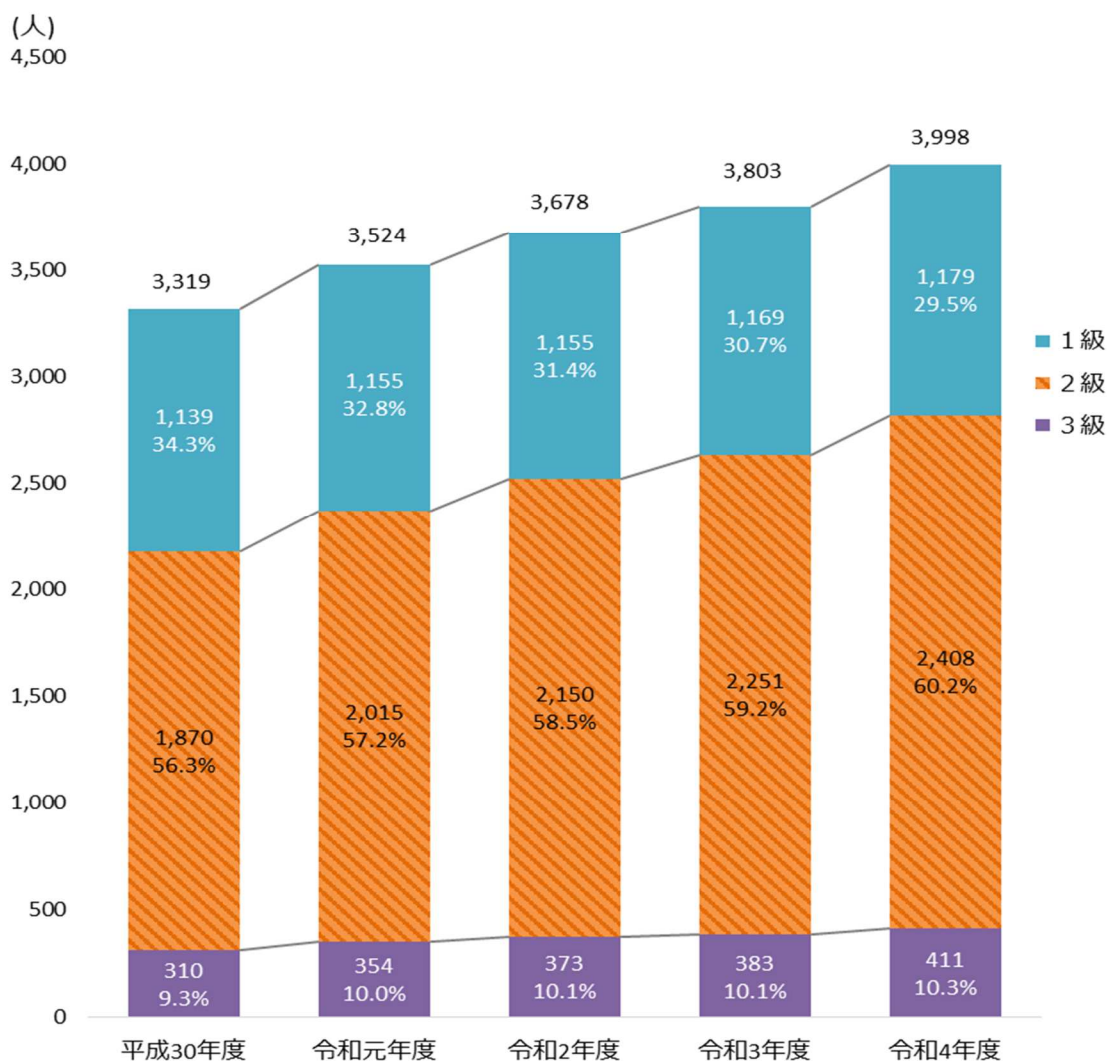
令和5年11月1日現在

8 精神障害者保健福祉手帳の等級別の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、令和4年度は平成30年度と比較し、679人、20.5%増加しています。

等級別では、1級が40人、3.5%、2級が538人、28.8%、3級が101人、32.6%増加しており、3級の増加率が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



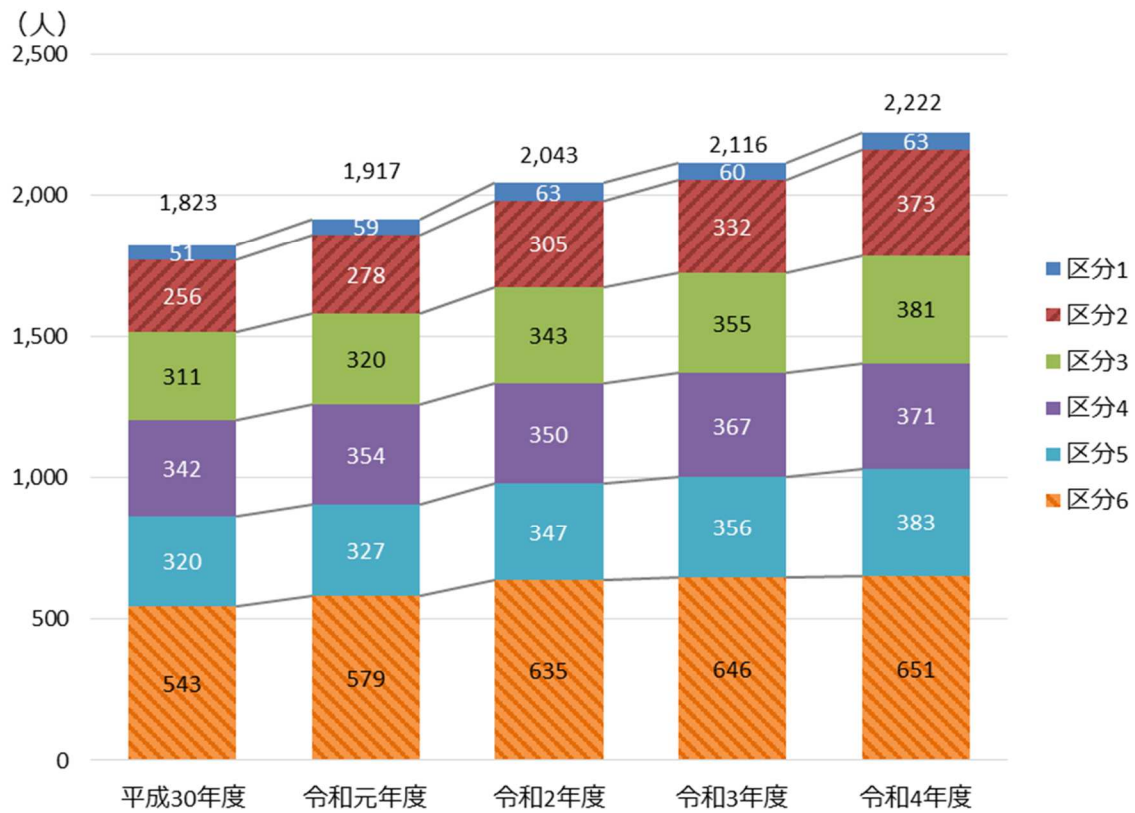
※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

Ⅱ 障害支援区分別認定者数の推移

障害支援区分別認定者数は年々増加傾向にあり、令和4年度は平成30年度と比較し、399人、21.9%増加しています。

また、すべての障害支援区分別で増加傾向にあり、認定者数は、区分6が最も多くなっています。

障害支援区分別認定者数の推移



Ⅲ 障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、令和4年度は平成30年度と比較し、402人、11.4%増加しています。

在宅者・施設入所者別では、令和4年度は平成30年度と比較し、在宅者は310人、10.9%増加、共同生活援助利用者は100人、43.5%増加、施設入所者は8人、1.8%減少しています。

また、障害児通所支援の利用者は、649人、90.1%増加しています。

障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害福祉サービス利用者	在宅者 (訪問系サービス・日中活動系サービス利用者)	2,852人	2,983人	3,038人	3,100人	3,162人
		80.8%	81.2%	80.9%	80.3%	80.4%
	共同生活援助利用者	230人	238人	271人	311人	330人
		6.5%	6.5%	7.2%	8.1%	8.4%
	施設入所者	449人	452人	447人	448人	441人
		12.7%	12.3%	11.9%	11.6%	11.2%
小計		3,531人	3,673人	3,756人	3,859人	3,933人
障害児通所支援利用者		720人	795人	918人	1,062人	1,369人
合計		4,251人	4,468人	4,674人	4,921人	5,302人

※利用者数は、各年度3月31日現在

- ・訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・日中活動系サービス：生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
- ・障害児通所支援：児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

IV 特定医療（指定難病）受給者証の所持者数

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾病を「指定難病」といい、これらの治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には、特定医療（指定難病）受給者証が交付され、障害福祉サービス等の利用申請が可能です。

令和3年度の受給者証の所持者数は、平成29年度と比較し、213人、9.9%増加しています。

特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定医療費（指定難病） 医療受給者証の所持者数	2,159人	2,157人	2,203人	2,439人	2,372人

※所持者数は、各年度3月31日現在

※平成27年7月から従前の110疾病が306疾病へ、平成29年4月から330疾病へ、平成30年4月からは331疾病へ、令和元年7月からは333疾病へ、令和3年11月からは338疾病と対象疾病が拡大されました。

※出典：東青地域県民局地域健康福祉部 事業概要

V 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移

市内小・中学校の特別支援学級^{※1}の児童・生徒数については、年々増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、239人、52.1%増加しています。

障がい別では、特に自閉症^{※2}・情緒障がい^{※3}の児童・生徒数が増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度と比較し、180人、63.6%増加しています。

※1 特別支援学級

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、小・中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができることとされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。比較的軽度の障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。

※2 自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

※3 情緒障がい

情緒の現れかたが偏っていたり、その現れかたが激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

第2章 障がい者数等の推移

特別支援学級の開設数と児童・生徒数の推移

① 小学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症 ^{※2} ・情緒障がい ^{※3}		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
令和元年度	123	42	198	48	2	2	3	3	2	1	0	0	328	96
令和2年度	121	39	237	50	2	2	3	3	1	1	0	0	364	95
令和3年度	126	37	232	48	4	2	4	4	3	3	0	0	369	94
令和4年度	128	40	289	58	8	6	7	7	2	2	0	0	434	113
令和5年度	147	44	335	61	10	7	7	7	2	2	0	0	501	121

② 中学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
令和元年度	46	17	85	21	0	0	0	0	0	0	0	0	131	38
令和2年度	61	18	91	22	0	0	1	1	2	2	0	0	155	43
令和3年度	64	19	112	24	0	0	2	2	2	2	0	0	180	47
令和4年度	69	20	120	26	0	0	1	1	2	1	0	0	192	48
令和5年度	66	19	128	26	1	1	1	1	1	1	0	0	197	48

③ 合計

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
令和元年度	169	59	283	69	2	2	3	3	2	1	0	0	459	134
令和2年度	182	57	328	72	2	2	4	4	3	3	0	0	519	138
令和3年度	190	56	344	72	4	2	6	6	5	5	0	0	549	141
令和4年度	197	60	409	84	8	6	8	8	4	3	0	0	626	161
令和5年度	213	63	463	87	11	8	8	8	3	3	0	0	698	169

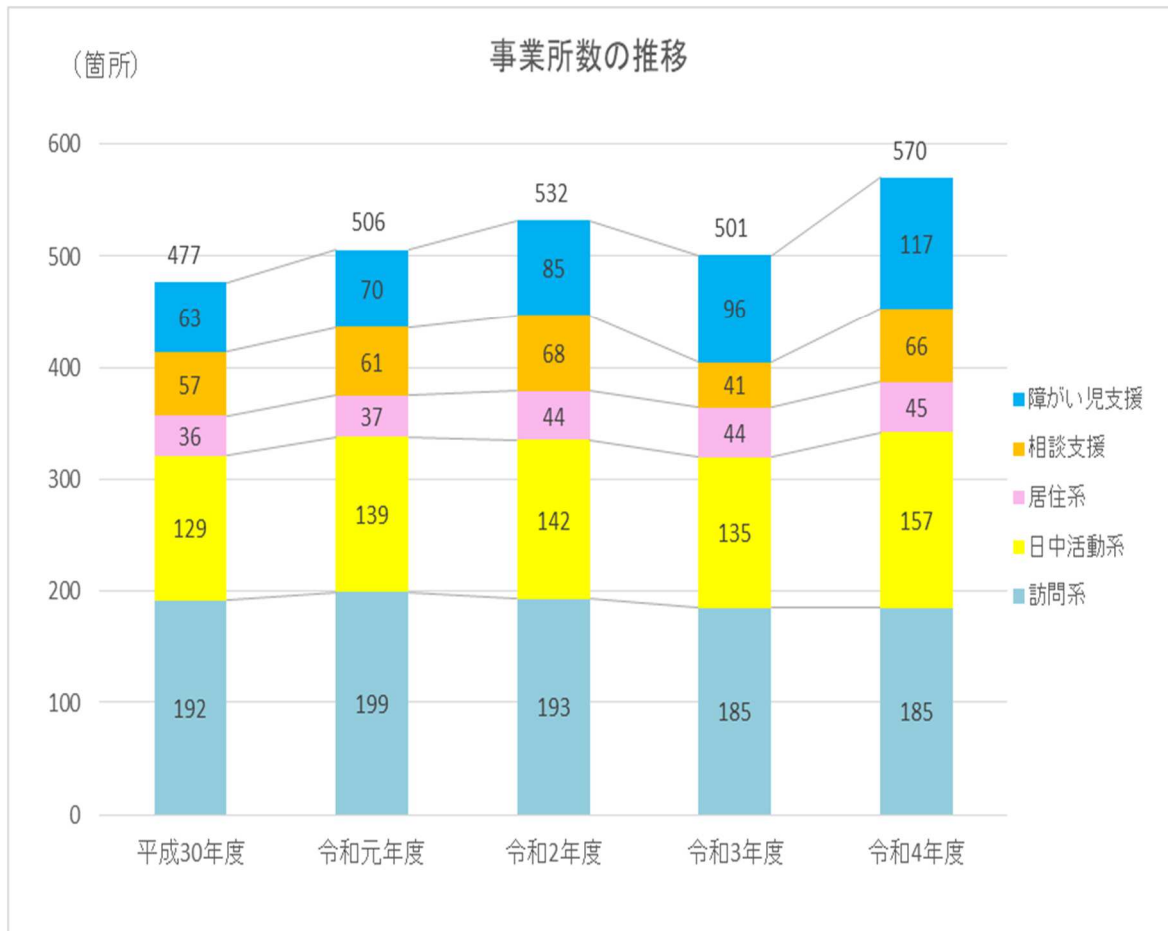
※各年度5月1日現在

※出典：令和5年度青森市の教育（青森市教育委員会事務局）

VI 障がい者向けサービス事業所数の推移

市内の障がい者向けサービスの事業所数は年々増加傾向にあり、令和4年度は平成30年度と比較し、93か所、19.5%増加しています。

特に、障がい児支援の事業所が増加しており、令和4年度は平成30年度と比較し、54か所、85.7%増加しています。



第3章 アンケート調査

I アンケート調査の概要

1 調査の目的

本計画の策定に先立ち、障がいのある方のニーズや意見を幅広く把握し、また、指定障害福祉サービス事業所等におけるサービスの提供体制を把握するため、アンケート調査を実施しました。

2 調査設計

(1) 調査対象者

①障がいのある方

身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳所持者 計2,500人

②事業者

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人 計176法人 363事業所

(2) 調査期間

令和5年10月1日～10月20日

(3) 抽出方法

①障がいのある方

市内に住所を有する身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、年齢等を考慮し、手帳所持者数の割合で按分して無作為抽出。

②事業者

市内に住所を有する全ての指定障害福祉サービス事業所等

(4) 調査方法

①障がいのある方

郵送配布・郵送回収により実施

②事業者

メール配布・メール回収により実施

3 回収結果

区分	障がいのある方	事業所
配付数	2,500	363
回収数	1,293	184
回収率	51.7%	50.7%

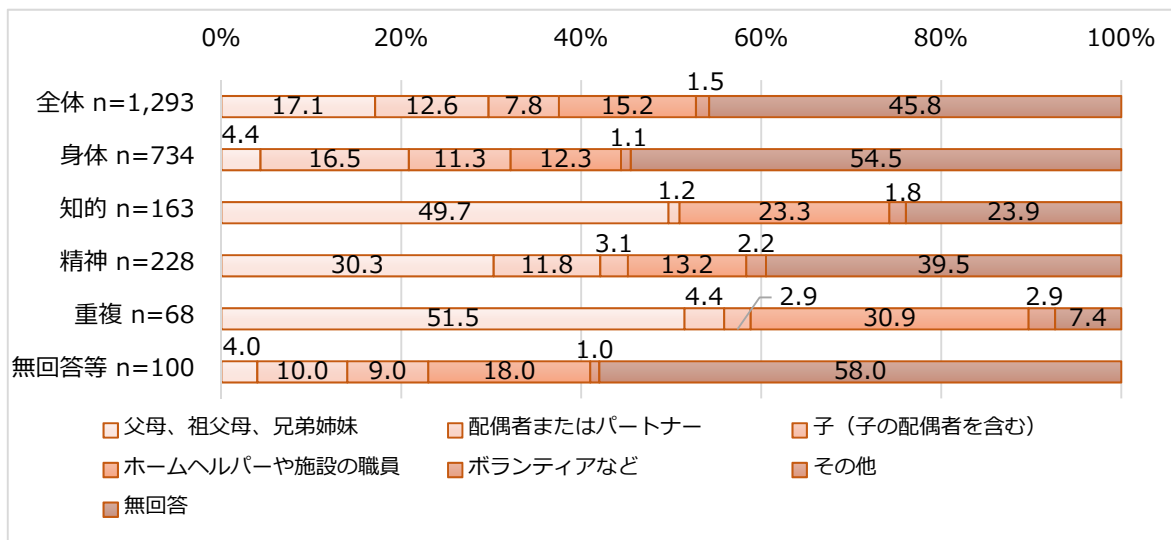
Ⅱ アンケート調査の結果（抜粋）

【障がいのある方へのアンケート】

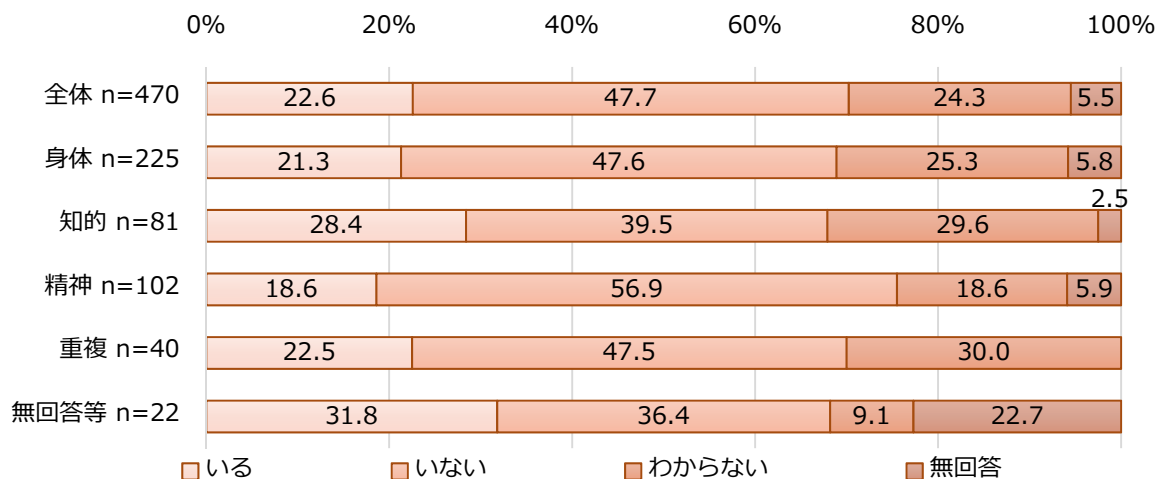
①主な介助・介護者について

主に介助や介護している方についての問いでは、「父母、祖父母、兄弟姉妹」が17.1%と最も多く、40歳未満の方の介助や介護を行っているのは、6割以上が「父母、祖父母、兄弟姉妹」となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「配偶者またはパートナー」が最も多くなっています。知的障がい、精神障がい、重複障がいでは「父母、祖父母、兄弟姉妹」が最も多くなっています。

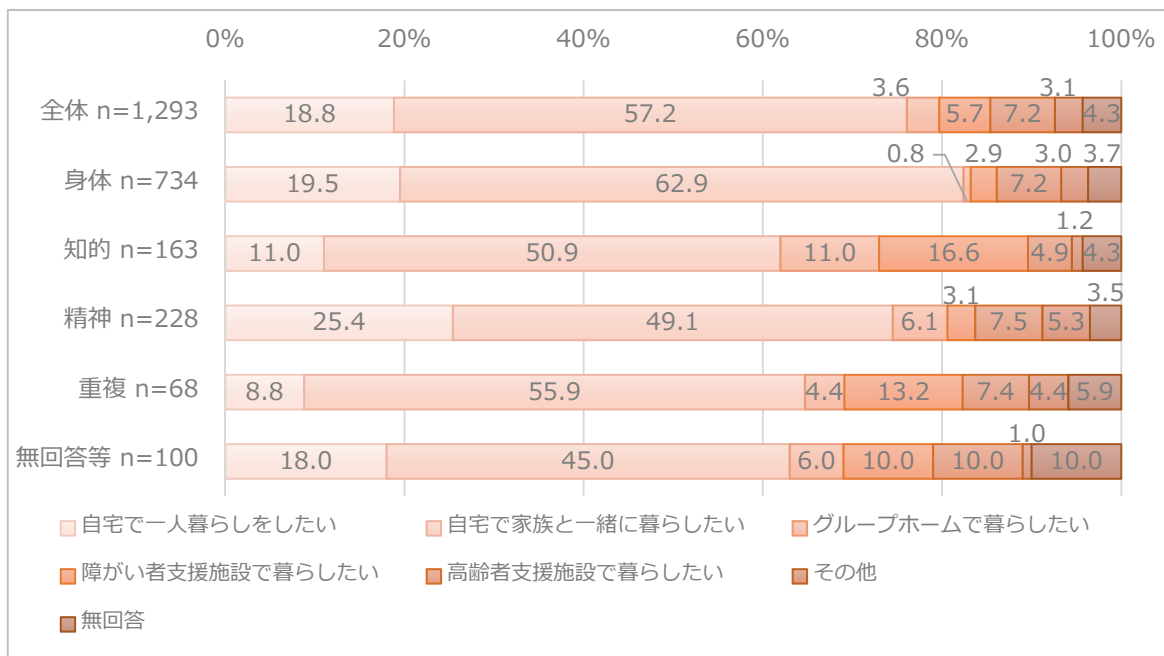


また、将来、主に介護している方が介護できなくなった場合に、介護を頼める人（頼む予定の人）の有無についての問いでは、「いる」が22.6%、「いない」が47.7%「わからない」が24.3%となっています。



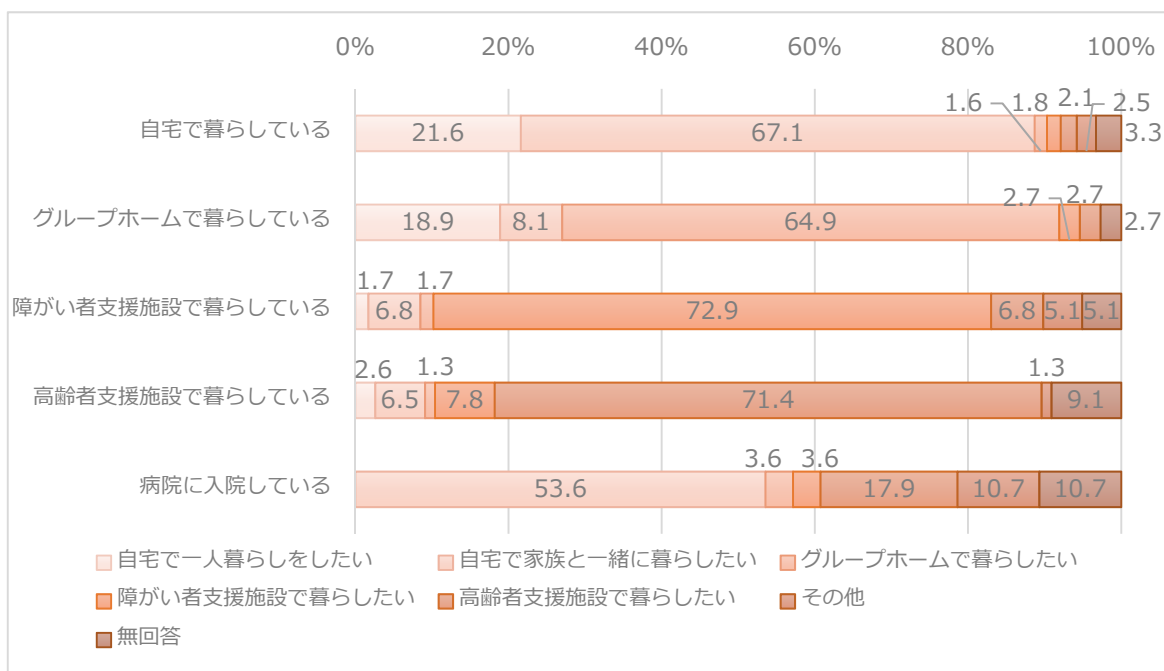
②地域での生活について

将来（今後3年以内に）、どのような暮らしをしたいと思うかについての問いでは、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が57.2%で最も多く、次いで、「自宅で一人暮らしをしたい」が18.8%、「高齢者支援施設で暮らしたい」が7.2%となっています。



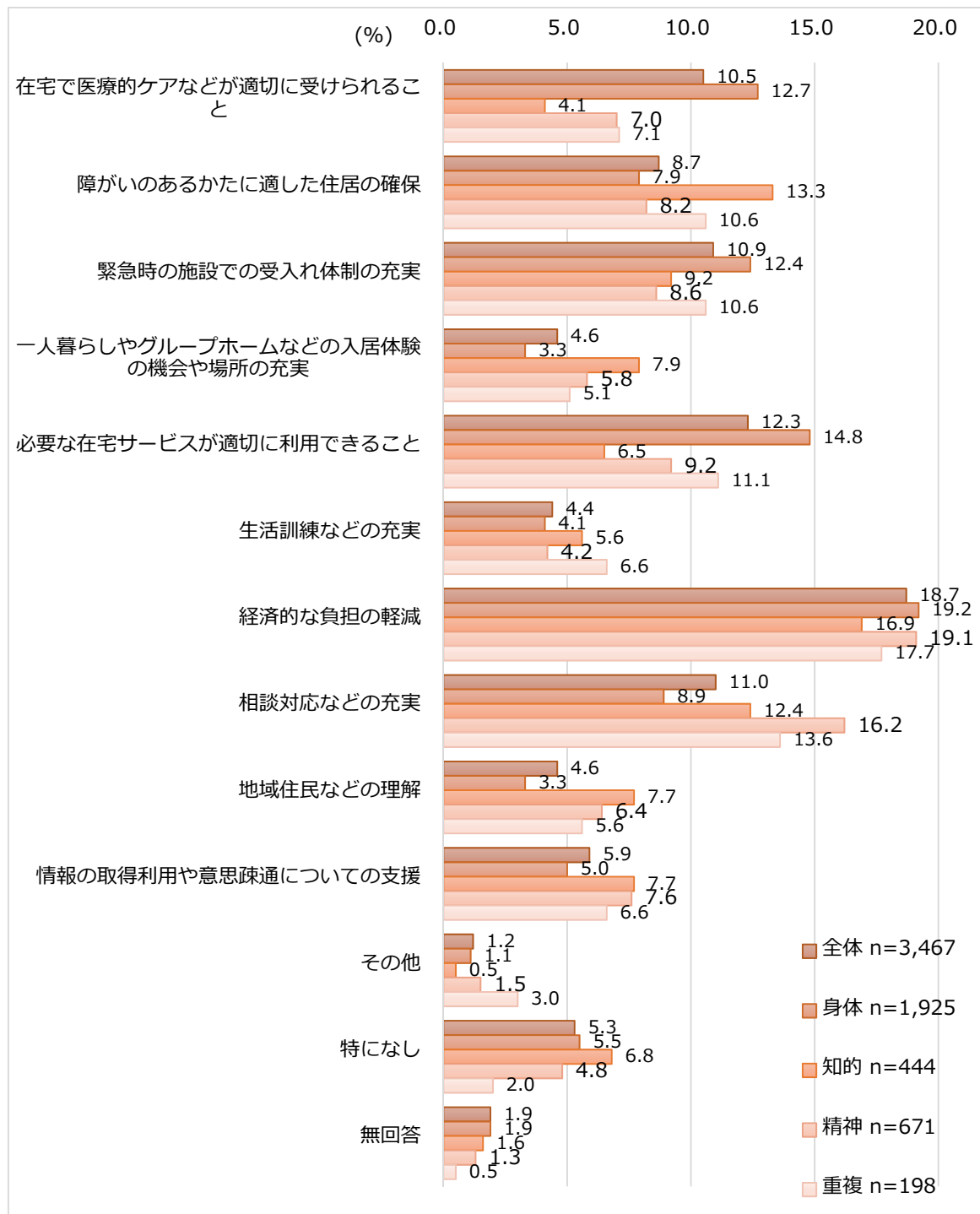
現在の住まい別にみると、「障がい者支援施設で暮らしている」では「障がい者支援施設で暮らしたい」が72.9%と最も多く、次いで「自宅で家族と一緒に暮らしたい」と「高齢者支援施設で暮らしたい」が6.8%となっています。

また、「地域（自宅やグループホーム等）で暮らしている」では、「障がい者または高齢者支援施設で暮らしたい」が4.0%となっています



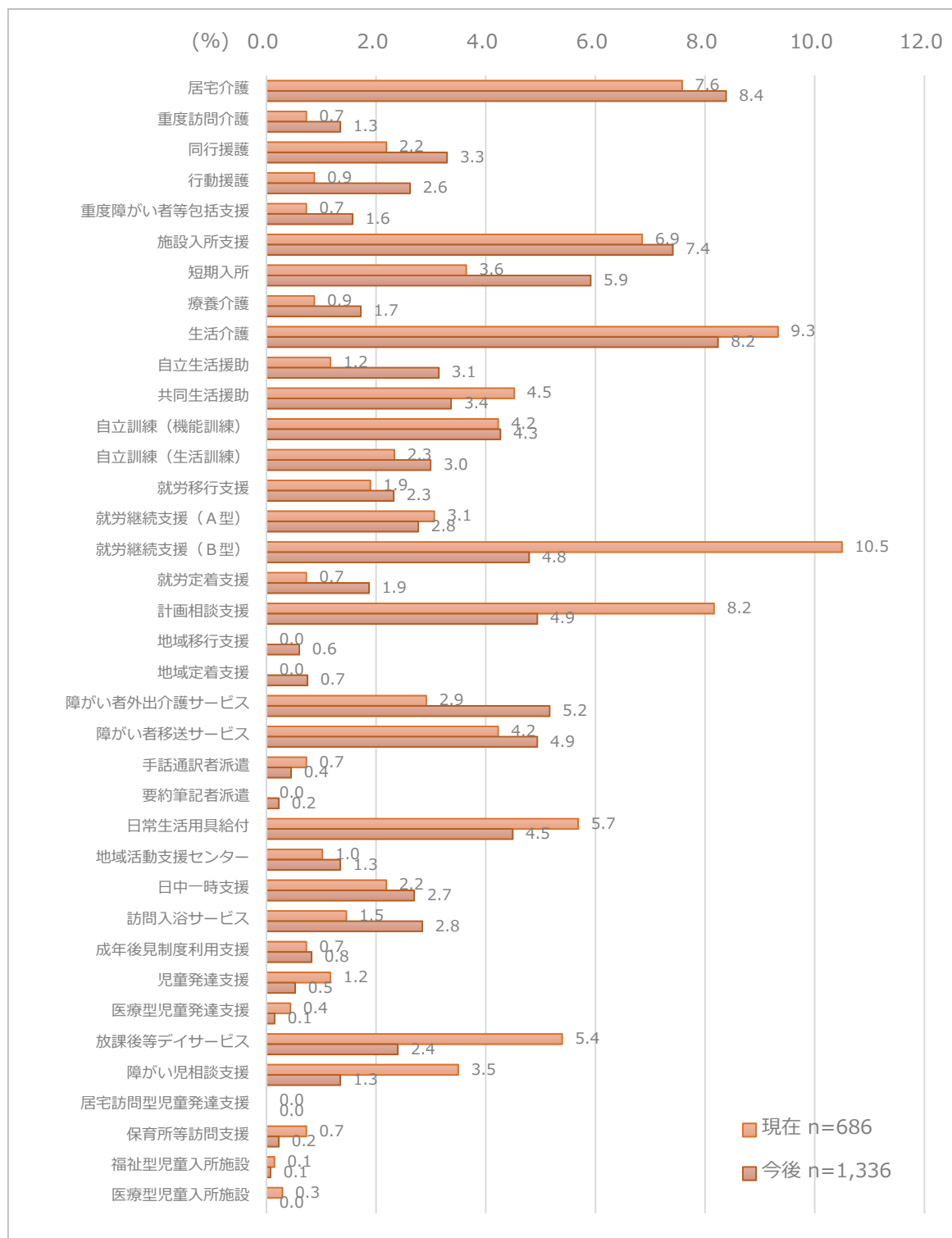
希望する暮らしを送るために必要と考える支援についての問いでは、「経済的な負担の軽減」が18.7%と最も多く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が12.3%、「相談対応などの充実」が11.0%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が10.9%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が10.5%となっています。

なお、この問いに対する回答は、身体、知的、精神の障がいの種類によってばらつきがあり、その障がいによって課題が異なっていることがわかります。



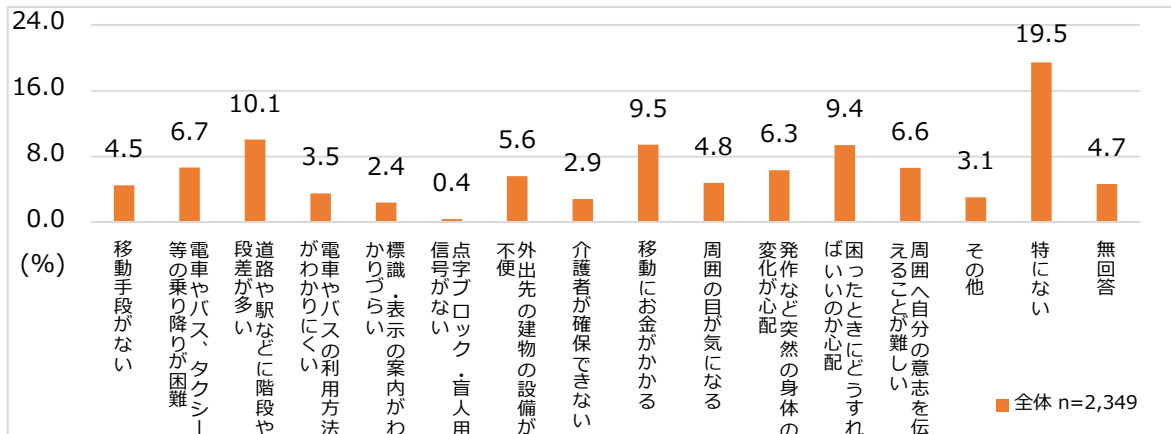
③障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスの利用状況及び利用希望(今後3年以内)についての問いでは、現在、利用している障害福祉サービス、これから利用したいと思うサービスともに、「生活介護」と「居宅介護」の割合が高くなっています。



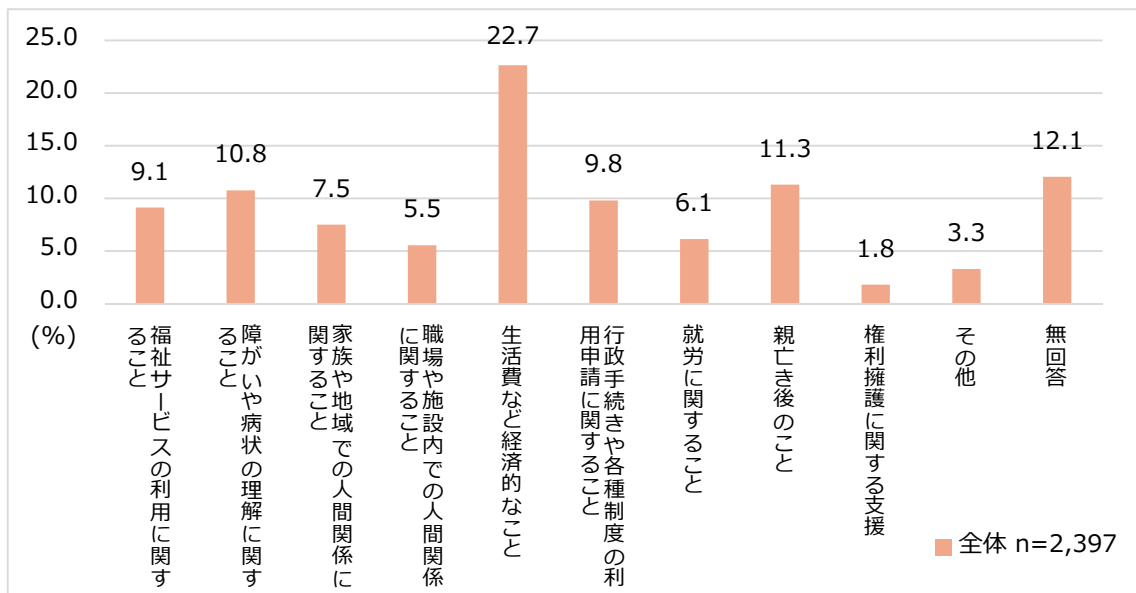
④外出時に困ることについて

外出時に困ることについての問いでは、「特に困っていることはない」が19.5%と最も多く、次いで「道路や駅などに階段や段差が多い」が10.1%、「移動にお金がかかる」が9.5%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が9.4%、「電車やバス、タクシー等の乗降りが困難」が6.7%となっています。



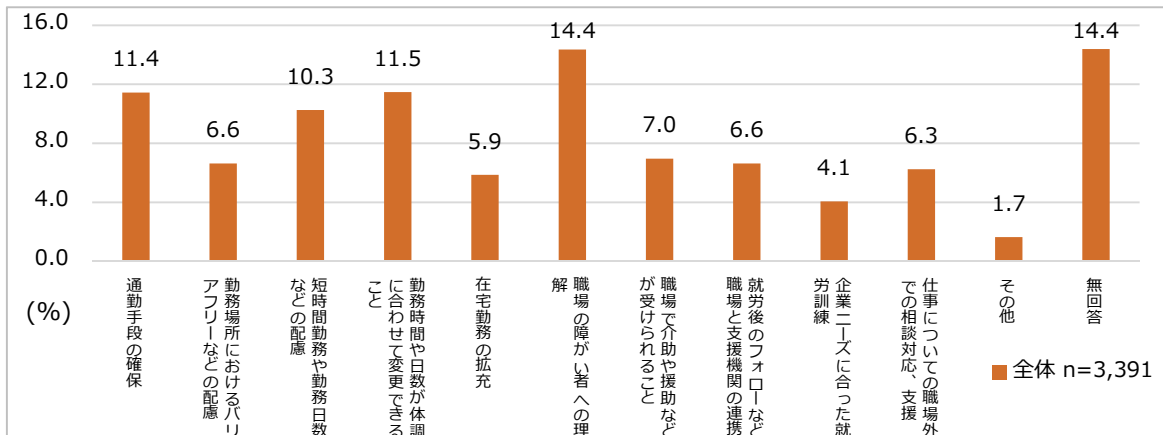
⑤悩みごとや心配ごとについて

現在の悩みごとや心配ごとについての問いでは、「生活費など経済的なこと」が22.7%と最も多く、次いで「親亡き後のこと」が11.3%、「障がいや病状の理解に関すること」が10.8%、「福祉サービスの利用に関すること」が9.8%となっています。



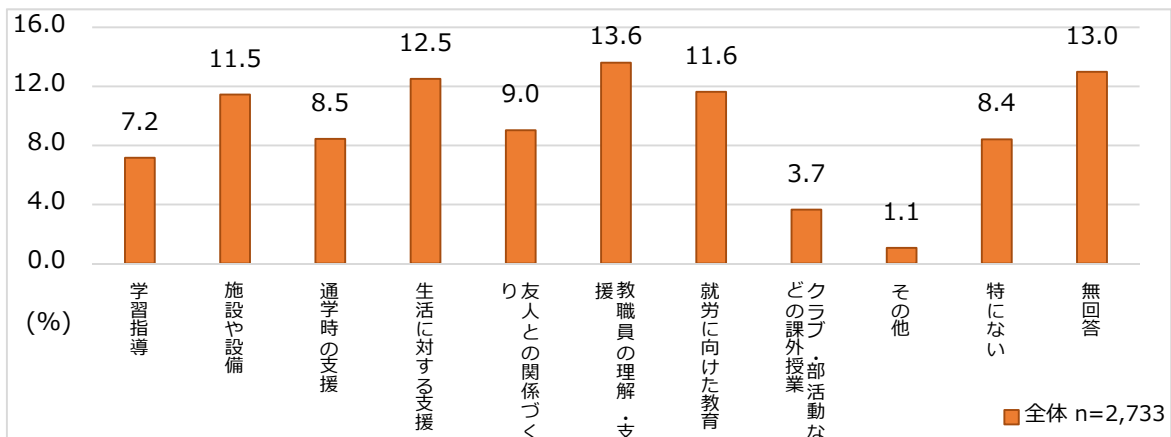
⑥就労について

障がいのある方の就労支援として、どのようなことが必要かについての問いでは、「職場の障がい者への理解」が14.4%と最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が11.5%、「通勤手段の確保」が11.4%となっています。



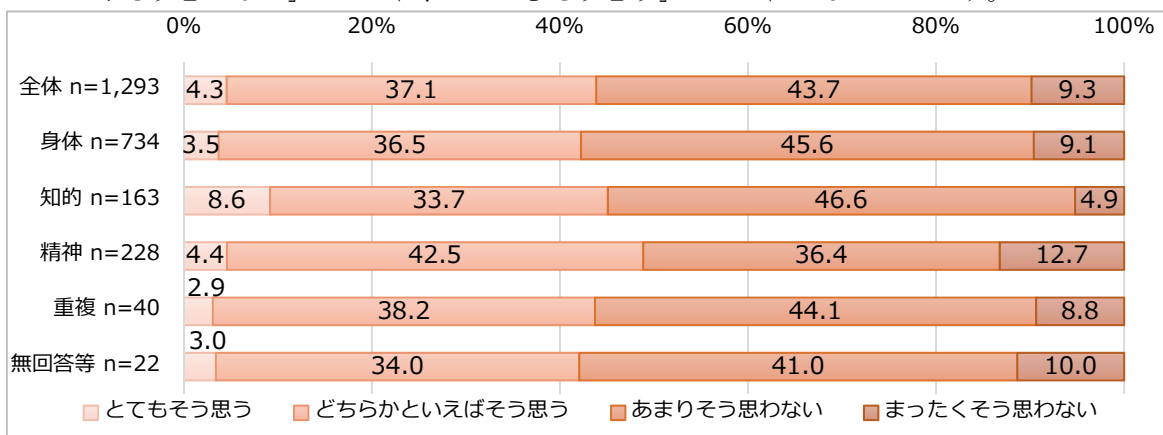
⑦就学について

障がいのある方の教育や学校生活について、さらに充実させるべきと思う点についての問いでは、「教職員の理解・支援」が13.6%と最も多く、次いで「生活に対する支援」が12.5%、「就労に向けた教育」が11.6%、「施設や設備」が11.5%となっています。



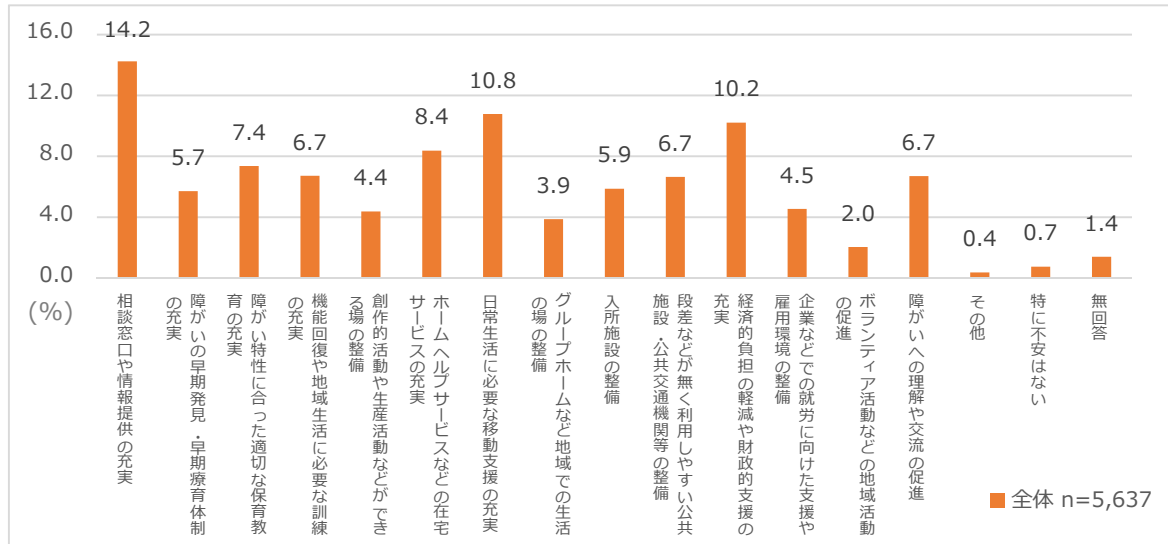
⑧暮らしやすさについて

障がいのある方にとって暮らしやすいまちかどうかについての問いでは、「あまりそう思わない」が43.7%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が37.1%、「まったくそう思わない」が9.3%、「とてもそう思う」が4.3%となっています。



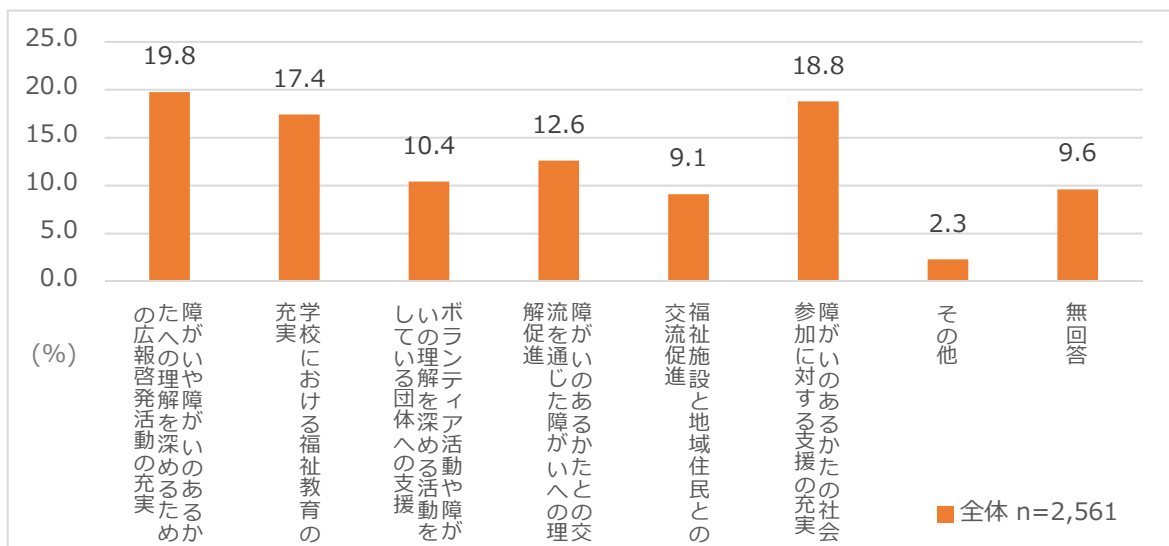
⑨地域で自立した生活について

障がいのある方が地域で自立して生活を送るために、重要だと思うことについての問いでは、「相談窓口や情報提供の充実」が14.2%と最も多く、次いで「日常生活に必要な移動支援の充実」が10.8%、「経済的負担の軽減や財政的支援の充実」が10.2%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」が8.4%となっています。



⑩理解啓発について

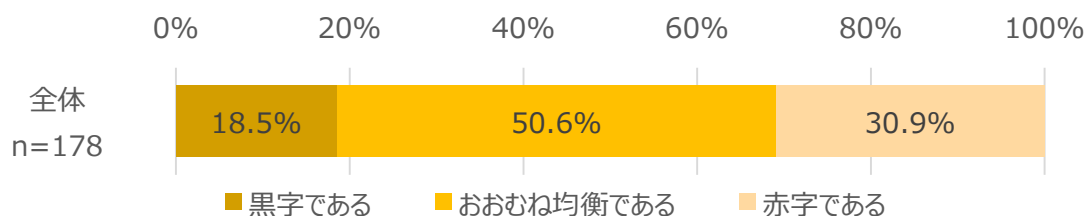
障がいや障がいのある方への理解を深めるために、どういった取組が必要かについての問いでは、「障がいや障がいのあるかたへの理解を深めるための広報啓発活動の充実」が19.8%と最も多く、次いで「障がいのあるかたの社会参加に対する支援の充実」が18.8%、「学校における福祉教育の充実」が17.4%となっています。



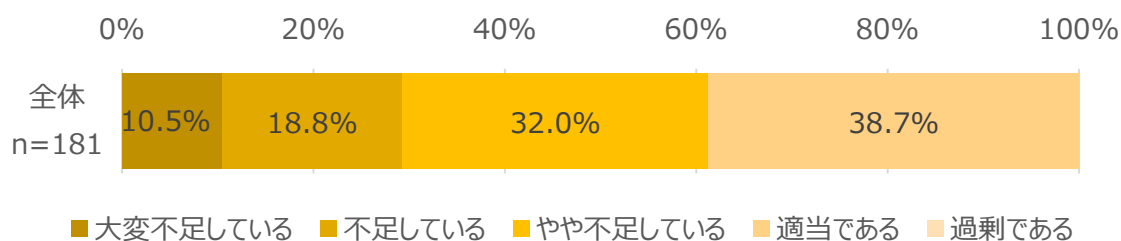
【事業所へのアンケート】

①運営状況について

年間収支状況については、「おおむね均衡である」が50.6%と最も多く、次いで「赤字である」が30.9%、「黒字である」が18.5%となっています。

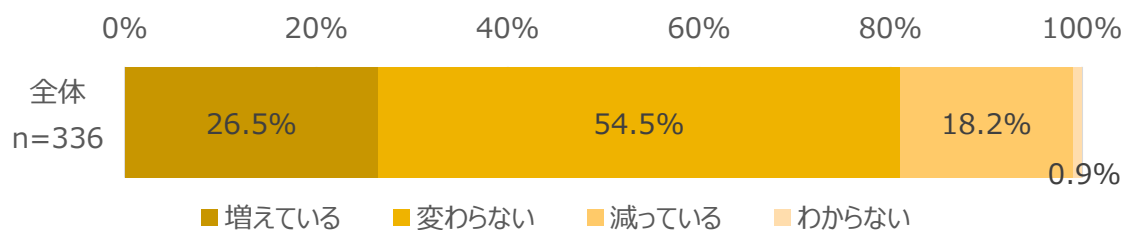


また、業務量に対する職員の過不足については、「適当である」が38.7%と最も多く、次いで「やや不足している」が32.0%、「不足している」が18.8%、「大変不足している」が10.5%となっています。

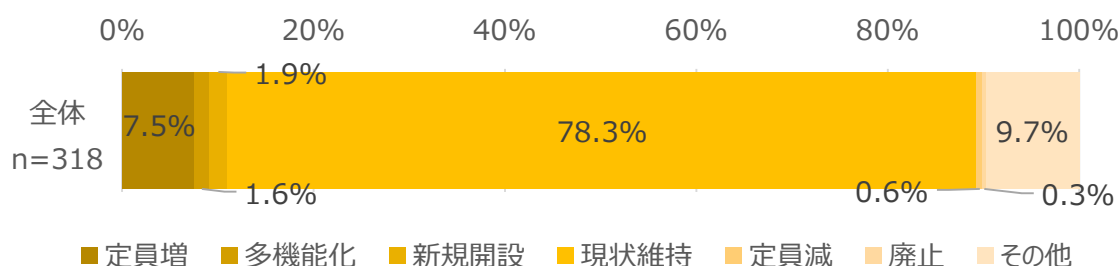


②今後の動向について

利用者の動向については、「変わらない」が54.5%で最も多く、次いで「増えている」が26.5%、「減っている」が18.2%となっています。

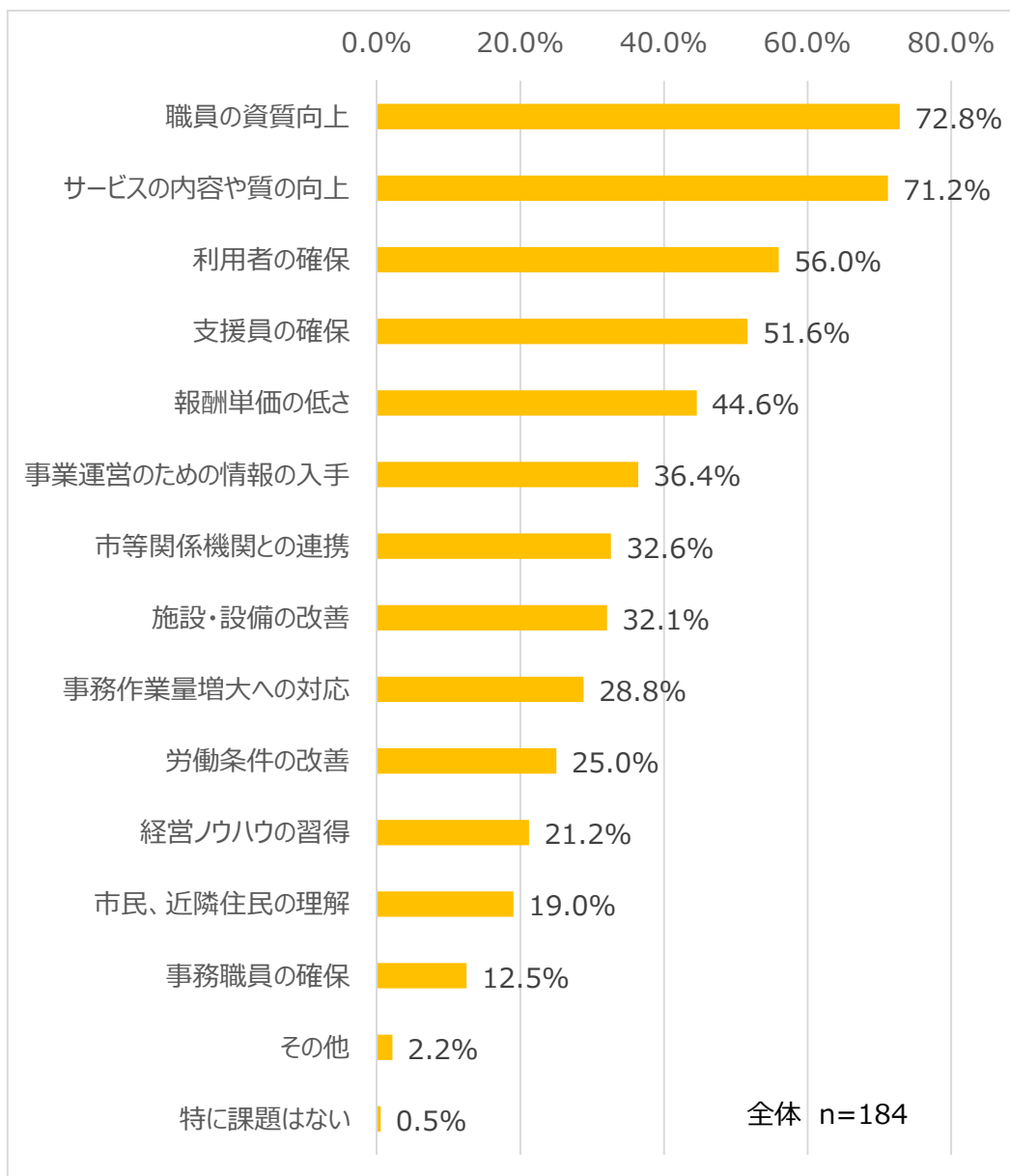


上記への対応策については、「現状維持」が78.3%で最も多く、次いで「定員増」が7.5%となっています。



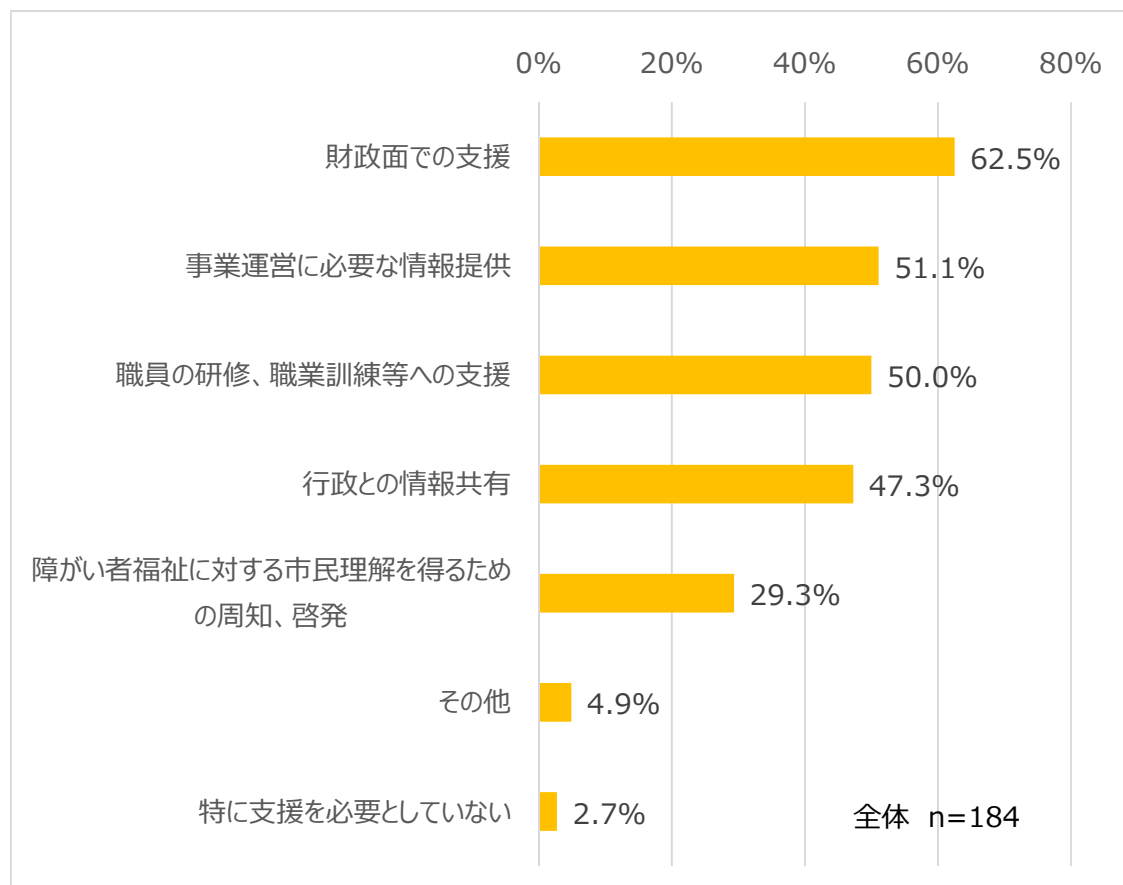
③事業運営のために改善したい課題について

円滑な事業運営のために改善したい課題については、「職員の資質向上」が72.8%と最も多く、次いで「サービスの内容や質の向上」が71.2%、「利用者の確保」が56.0%、「支援員の確保」が51.6%、「報酬単価の低さ」が44.6%となっています。



④行政等の関係機関の支援について

行政等の関係機関のどのような支援が必要かについては、「財政面での支援」が 62.5%、と最も多く、次いで「事業運営に必要な情報提供」が 51.1%、「職員の研修、職業訓練等への支援」が 50.0%「行政との情報共有」が 47.3%、「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」が 29.3%となっています。

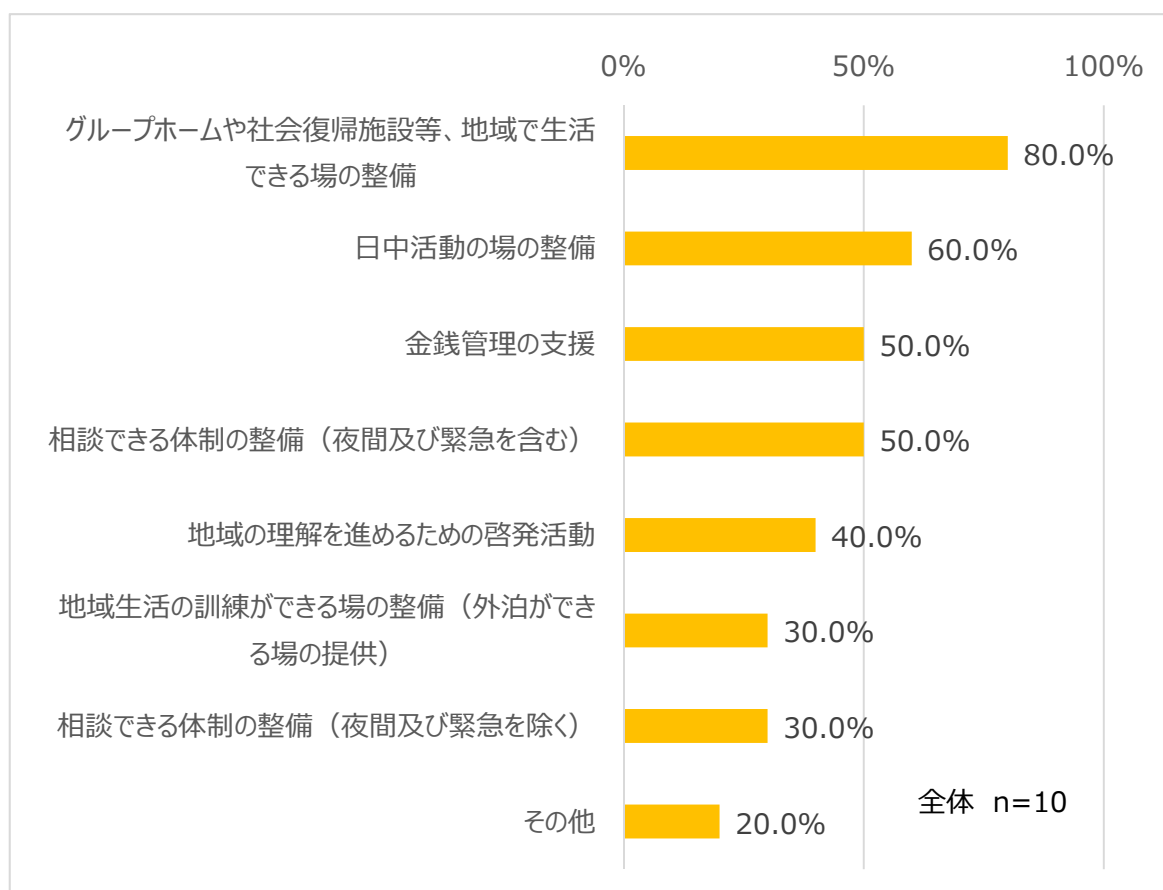


⑤地域生活への移行について

障害者支援施設において、今後、退所が見込まれる方の人数は、令和5年度が25人、令和6年度以降は1年あたり21人となっています。

移行先	令和5年度	令和6～8年度 (年度平均)
自宅	6	2
グループホームなど	13	16
アパートなど	2	2
その他	4	1
計	25	21

地域移行に向けて必要な条件については、「グループホームや社会復帰施設等、地域で生活できる場の整備」が80.0%、「日中活動の場の整備」が60.0%、「金銭管理の支援」「相談できる体制の整備（夜間及び緊急を含む）」がいずれも50.0%となっています。



⑥一般就労への移行について

就労移行、就労継続支援、生活介護及び自立訓練事業所において、一般就労した方の人数については、令和2年度が23人、令和3年度が30人、令和4年度が31人となっており、増加傾向にあることが伺えます。

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労移行支援	15	14	21
就労継続支援A型	7	9	10
就労継続支援B型	1	7	0
生活介護	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0
計	23	30	31

⑦重症心身障がい児の受け入れについて

障害児通所支援事業所等において、今後、重症心身障がい児の受け入れが見込まれる人数については、令和5年度で26人、令和6年度から令和8年度までの年度平均で29人となっています。

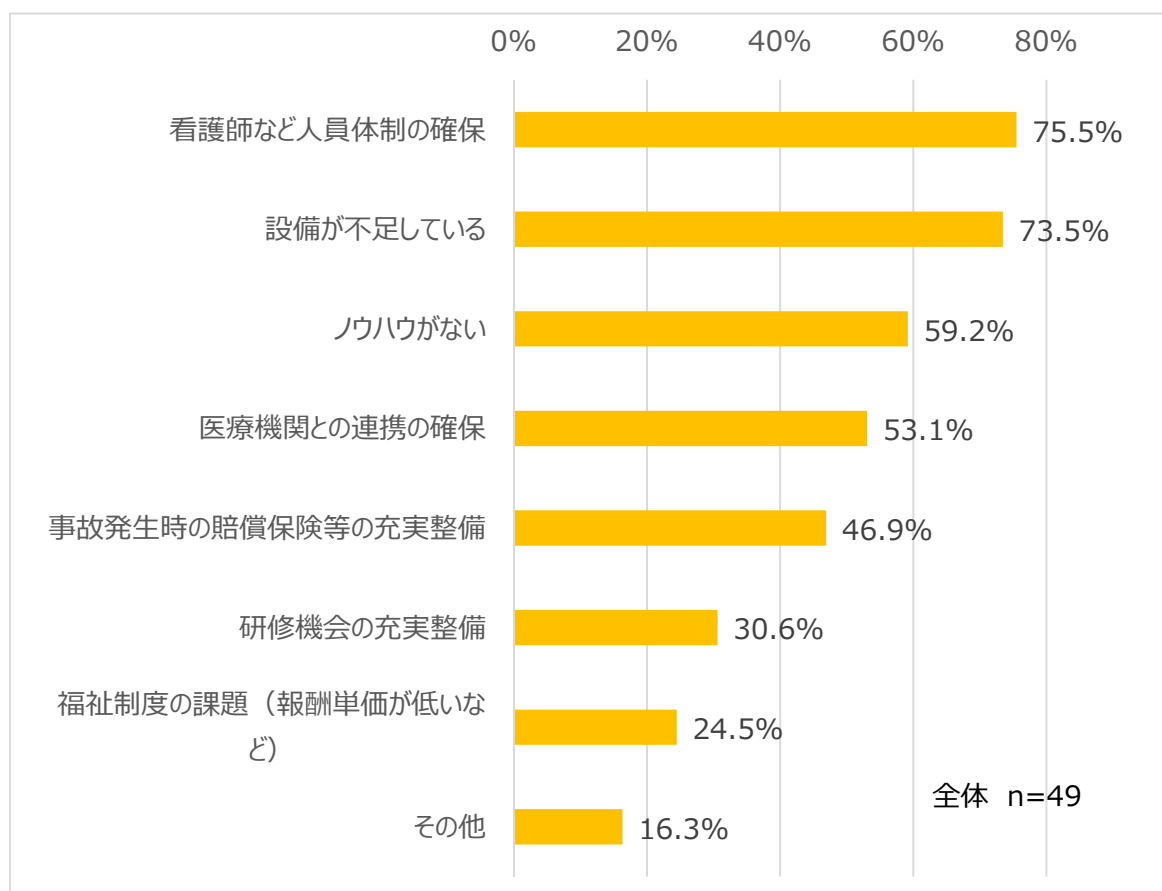
サービスの種類	令和5年度	令和6～8年度 (年度平均)
児童発達支援	3	4
放課後等デイサービス	9	9
保育所等訪問支援	1	2
医療型児童発達支援	0	0
障害児相談支援	13	14
計	26	29

⑧医療的ケア児の受け入れについて

障害児通所支援事業所等において、今後、医療的ケア児の受け入れが見込まれる人数については、令和5年度で24人、令和6年度から令和8年度までの年度平均で28人となっています。

サービスの種類	令和5年度	令和6～8年度 (年度平均)
児童発達支援	2	3
放課後等デイサービス	6	7
保育所等訪問支援	5	6
医療型児童発達支援	0	0
障害児相談支援	11	14
計	24	28

また、医療的ケア児を受け入れるための課題については「看護師など人員体制の確保」が75.5%、「設備が不足している」が73.5%と多く、次いで「ノウハウがない」が59.2%となっています。



第4章 成果目標

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

本市の令和4年度末現在の施設入所者数は441人となっています。施設を運営する法人へのアンケート結果では、「令和8年度末までに施設入所から地域への移行が見込まれる」方は約60人となっていますが、施設に入所している方へのアンケート結果では、「地域（自宅やグループホーム等）での暮らしを希望する」方は1割程度にとどまっております。

また、地域で暮らしている方へのアンケート結果では、「将来（今後3年以内に）、福祉施設で暮らしたい」方は4パーセント程度となっています。

国の基本指針及び本市の状況を勘案し、令和8年度の目標値は以下のとおりとします。

- ① 引き続き、国の基本指針では6パーセントの地域移行目標が示されており、本市では前計画期間においても国の基本方針を上回る見込みとなっていることから、本人の意向を尊重しながら、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセントを上回ることを目指します。
- ② 国の基本指針では5パーセントの削減目標が示されていますが、アンケート結果では入所希望者もいることから、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数を上回らないことを目指します。

◆目標値

項目	数値	備考
① 第7期計画期間内における施設入所から地域生活への移行者数	27人を上回る	令和4年度末時点の施設入所者数441人の6%
② 令和8年度末の施設入所者数	441人の上回らない	令和4年度末時点の施設入所者数

◆目標値達成に向けた取組

国の基本指針において施設から地域への移行を進めることを基本としていることから、本人の意向を尊重しながら、障害者支援施設をはじめとする各サービス提供事業者及び相談支援事業者へ周知を図ることで目標達成を目指します。

Ⅱ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活人数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。

◆目標値設定に当たっての考え方、目標値及び目標値

全て、青森県（青森県障害福祉サービス実施計画第7期計画）が設定します。

Ⅲ 地域生活支援の充実

国の基本指針

- ① 地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

現在、親等の支援により、障害福祉サービスを必要としない障がい手帳交付者であっても、加齢等に伴う障がいの重度化が想定されるほか、アンケートの結果、40歳未満の方の介助や介護を行っているのは6割以上が親等と答えていることを踏まえ、親亡きあとも地域で暮らし続けることをサポートする仕組みづくりが必要です。

地域生活支援拠点は、障がいのある方の地域での暮らしを守るとともに、地域移行を進めることを目的とし、5つの機能「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を有する支援体制です。本市では、令和2年度に1か所設置し、コーディネーターを配置しました。

引き続き、国の基本指針に基づき、地域生活支援拠点の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を、「青森市障がい者自立支援協議会¹」において年1回以上実施します。

また、令和8年度末までに、強度行動障害を有する障がい者への支援体制について、地域生活支援拠点を中心とした連携体制を強化します。

◆目標値

項目	取組・数値
① 地域生活支援拠点の機能を充実するため、青森市障がい者自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討を実施する。	年1回以上実施
② 令和8年度末までに、強度行動障害を有する障がい者への支援体制について、地域生活支援拠点を中心とした連携体制を強化します。	体制強化

青森市障がい者自立支援協議会¹

障害者総合支援法第89条の3第1項において、設置について努力義務として規定。

地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の緊密化を図ること、地域における相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等の把握すること及び個別事例への支援のあり方について協議及び調整を行うことなどを所掌事務としている。

◆目標値達成に向けた取組

「青森市障がい者自立支援協議会」を地域生活支援拠点の運用状況の報告及び検証の場とし、より地域のニーズに即した機能を有する支援体制が構築されるよう検討していきます。

また、強度行動障害を有する障がい者への支援体制について、地域生活支援拠点が中心となり、強度行動障害を有する方の状況や支援ニーズの実態把握に努め、関係機関と連携し、更なる支援について検討します。

IV 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ① 就労移行支援事業等²を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ② 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ④ 就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。
- ⑤ 就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ⑦ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

福祉施設の利用者のうち、令和3年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方は36人となっています。このうち、就労移行支援事業を通じて移行した方は21人、就労継続支援A型事業を通じて移行した方は11人、就労継続支援B型事業を通じて移行した方は4人、自立訓練を通じて移行した方は0人となっています。

また、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数は8人となっています。

国の基本指針に基づき、令和8年度の目標値は以下のとおりとします。

- ① 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する方については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上となることを目指します。
- ② 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上となることを目指します。
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合については、5割以上の事業所を全体の5割以上となることを目指します。
- ④ 就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上となることを目指します。
- ⑤ 就労継続支援B型事業については、1.28倍以上となることを目指します。
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の利用実績の1.41倍以上となることを目指します。
- ⑦ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分超過以上となることを目指します。

就労移行支援事業等²

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

◆目標値

項目	数値
① 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	47人
② 令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	28人
③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	5割以上
④ 令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	15人
⑤ 令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	6人
⑥ 令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者数	12人
⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。	2割5分以上

◆目標値達成に向けた取組

新たに開始される就労選択支援³を活用するなど、福祉施設利用者のうち一般就労を希望する方については、障がいのある方自身とその方の相談支援専門員とが情報を密に共有し、本人の意向の尊重を第一に、一般就労に繋がる情報提供を行っていきます。

加えて、障がいのある方の一般就労を促進するため、市と公共職業安定所、障害者職業センター⁴、障害者就業・生活支援センター⁵、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校などの関係機関との情報共有、意見交換を行い、これら関係機関と連携しながら事業主に対して障がいのある方の雇用について働きかけを行います。

なお、アンケートの結果、障がいのある方の就労支援として、「職場の障がい者への理解が必要」であると考えている方が多かったことから、市民や事業主に対して、理解や配慮が進むよう周知に努めます。

就労選択支援³

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する新たなサービス

障害者職業センター⁴

障害者職業カウンセラー等を配置し、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がいのある方を雇用あるいは雇用を検討している事業主、就労支援事業所等への支援・サービスを提供する施設

障害者就業・生活支援センター⁵

障がいのある方の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言等を行う施設

V 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ② 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

本市ではすでに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが3カ所（福祉型2カ所、医療型1カ所）設置されています。保育所等訪問支援事業所は、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所により、すでに13カ所設置されており、保育所など障がいのない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行っています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、それぞれ2カ所設置されています。

医療的ケア児等の支援について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が課題の共有及び支援体制の強化を図るための協議の場として、令和2年度に「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を青森圏域（青森市・平内町・今別町・外ヶ浜町・蓬田村）に設置し、令和4年度には、医療的ケア児のライフステージに応じ、庁内関係課や医療的ケア児に関わる相談支援事業所、障害児サービス事業所等の関係機関が継続的に関わっていくための調整役であるコーディネーターを配置しました。

今後は、医療的ケア児がライフステージを通じ切れ目のない支援を受けることができるよう、国の基本指針に基づき医療的ケア児等に関するコーディネーターの継続的な配置を目指します。

また、医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所等は、20カ所設置されており、今後は、地域バランスを考慮した設置を促進します。

◆目標値

項目	取組・数値
① 重層的な支援体制の構築を検討するため、児童発達支援センターを継続して設置する。	継続し設置
② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を継続して推進する。	継続し推進
③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を継続して確保する。 また、地域バランスを考慮した設置を促進する。	継続し確保 地域バランス の促進
④ 医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるコーディネーターを継続して配置する。	継続し配置

◆目標値達成に向けた取組

重層的な支援体制及びインクルージョンの推進について、児童発達支援センターを中心とした検討を行い、継続して児童発達支援センターを設置します。

医療的ケア児や重症心身障がい児のニーズを勘案し、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を継続して確保するとともに、地域バランスを考慮した設置を促進します。

コーディネーターの配置に当たっては、「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」のご意見や、毎年度実施する医療的ケア児の実態把握調査において把握した医療的ケア児の数やニーズ等を勘案し、必要な人数の配置に努めます。

VI 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、次に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、次に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

- ① 基幹相談支援センターの設置
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
- ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

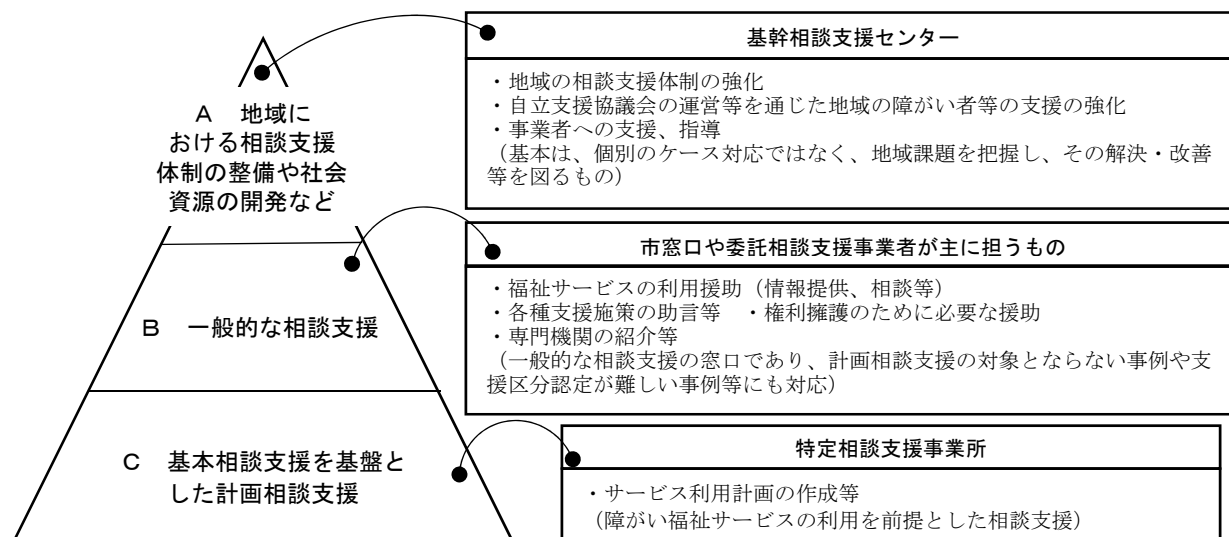
◆目標値設定に当たっての考え方

本市の相談支援体制の充実・強化を図ることを目的に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別を問わず相談に対応できる総合的・専門的な相談支援の実施や複雑な課題のあるケースに対応するため、地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言を実施するとともに、委託相談支援事業所⁶との協働により、ケース検討、勉強会及び情報交換等を行い、地域の特定相談支援事業者の人材育成や連携強化の取組を進めることで、地域の相談支援体制の強化を目指します。

また、地域づくりに向けた「青森市障がい者自立支援協議会」の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討による地域課題の改善等を図る取組を実施し、本市の更なる相談支援体制の充実・強化を目指します。

国の基本指針に基づき、①から③の全ての項目を引き続き実施するとともに、支援等の回数については次のとおり見込みます。

《本市が目指す委託相談支援事業所、特定相談支援事業との協働による相談支援体制》



◆目標値

項目	取組・数値
① 総合相談・専門相談に対応できる相談体制の強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置する。	設置
② 委託相談支援事業所等とのケース検討や勉強会等への参加回数	年12回以上参加
③ 青森市障がい者自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域課題の検討回数	年1回実施

◆目標値達成に向けた取組

相談支援体制の充実・強化等については、委託相談支援事業所や特定相談支援事業所等と協働し、現在の取組を引き続き実施していくとともに、青森市障がい者自立支援協議会との連携による地域課題の改善等を図る取組を実施し、更なる相談支援体制の充実・強化を目指します。

委託相談支援事業所⁶

国が規定する「地域生活支援事業実施要項」において市町村の必須事業として規定される「障害者相談支援事業」を受託している事業所。障がいのある方等が抱える様々な問題に対する相談に応じ、障害福祉サービスや福祉制度などの必要な情報提供や助言を行うほか、日常的な些細な困りごとなどにも対応している。

VII 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに次に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ② 計画的な人材養成の推進
- ③ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ④ 指導監査結果の関係市町村との共有

◆目標値設定に当たっての考え方

青森県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に対して、本市職員が参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果の活用を図るため、事業者や関係自治体等と随時連携に努めます。

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査にあたっては、指導監査の結果について関係自治体と随時連絡を取るよう努めます。

◆目標値

項目	取組・数値
① 都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数	青森県が実施する研修に1名以上参加
② 都道府県による相談支援専門員研修等終了者数及び研修実施回数	青森県が実施
③ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	共有する体制を継続
④ 市が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその回数	共有する体制を継続 年1回以上共有

◆目標値達成に向けた取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用においては、青森県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に、本市職員が参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、請求の過誤の事例について関係自治体と共有する体制を継続するとともに事業所に示すことで、事業所の適正な運営の確保に努めます。

国からの通知等を参考に、指導監査の結果を関係自治体と共有する体制を継続し、指導監査の適正な実施及び適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の見込量

I 障害福祉サービスのサービス毎の見込量

障がいのある方のニーズを踏まえ、過年度の利用実績等を基礎として、ニーズ等必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類毎の見込量を設定しました。

1 訪問系サービス

◆サービス内容

①居宅介護

障がいのある方や難病患者等の方に対して、ホームヘルパーが自宅において、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

②重度訪問介護

重度の障がいや難病患者等により常に介護が必要な方に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを行います。

③同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な方に対して、外出時に同行して移動の支援を行います。

④行動援護

知的障がいや精神障がいにより単独行動が困難で介護が必要な方に対して、行動する時に危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援などを行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がいにより介護の必要性が高い方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

◆見込量に関する考え方

居宅介護については、アンケートの結果、これから利用したいサービスで最も多くなっていることや、福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行に伴う利用者数の増加が想定されることから、過年度の利用実績等を基礎として、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

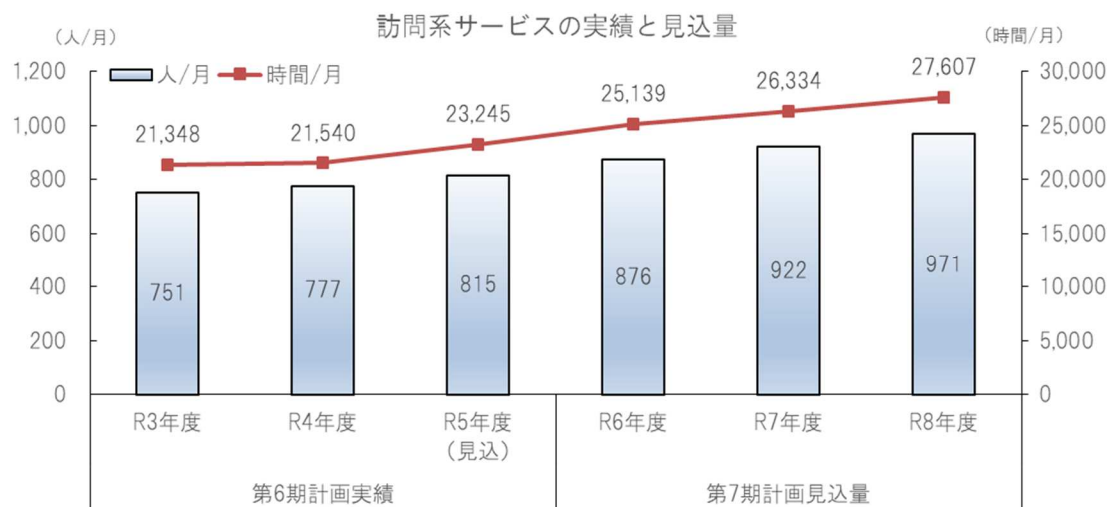
重度訪問介護、同行援護については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、障がい者の高齢化・重度化、障害支援区分認定者数の増加等を踏まえ、過年度の利用実績等を基礎（前計画期間の見込量）として、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

行動援護については、知的障がい及び精神障がいのある方が増加していることから、これまでと同じ程度で増加が継続していくものと見込みます。

重度障害者等包括支援については、現在、利用実績がなく、今後も利用がないものと見込みます。

◆利用見込量

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	人/月	669	699	735	772	811	852
	時間/月	17,274	17,543	18,452	19,408	20,414	21,472
重度訪問介護	人/月	26	23	24	38	40	43
	時間/月	3,574	3,392	4,184	4,899	4,984	5,071
同行援護	人/月	46	43	42	50	53	55
	時間/月	387	418	368	523	538	552
行動援護	人/月	10	12	14	16	18	21
	時間/月	113	187	241	309	398	512
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
計	人/月	751	777	815	876	922	971
	時間/月	21,348	21,540	23,245	25,139	26,334	27,607



◆見込量の確保の考え方

障がいのある方の高齢化・重度化や福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行や介護者の高齢化に伴い、訪問系サービスの利用の増加が見込まれることから事業者に対する情報提供や実地指導などを通してサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、障がいのある方が在宅生活を維持できるよう、事業者集団指導などにより、サービスの量及び質的な向上に努めます。

2 日中活動系サービス

◆サービス内容

①生活介護

障がいのある方や難病患者等の方に対して、通所により施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。

②自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある方や難病患者等の方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間において身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③就労選択支援

就労や就労の継続を希望する障がいのある方に対して、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援します。

④自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある方や難病患者等の方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間において食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労移行支援

障がいのある方や難病患者等の方で、就労を希望する方に対して、一定の期間において生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑥就労継続支援（A型）

障がいのある方や難病患者等の方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑦就労継続支援（B型）

障がいのある方や難病患者等の方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑨療養介護

身体に障がいのある方や難病患者等の方で、医療的ケアが必要な方に対して、病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。

⑩⑪短期入所（福祉型・医療型）

障がいのある方や難病患者等の方に対して、介護を行う者の疾病等により一時的に本人の介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

◆見込量に関する考え方

生活介護、就労継続支援（B型）については、利用者の高齢化や重度化、福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行及び利用の多い障害支援区分2から4の認定者数の増加などを踏まえ、過年度の利用実績等を基礎として、今後も同様に増加傾向が続くものと見込みます。

自立訓練（機能訓練）、療養介護については、過年度の利用者数の増加を踏まえ、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

就労選択支援については、令和7年度から開始予定の新たなサービスであることから、生活介護等の新規利用者数で見込みます。

自立訓練（生活訓練）については、主たる利用者となる精神障がい者への手帳交付数が微増傾向にあることから、増加傾向が続くものと見込みます。

就労移行支援については、国の基本指針において一般就労を進めていることから、これまでの増加傾向が続くものと見込みます。

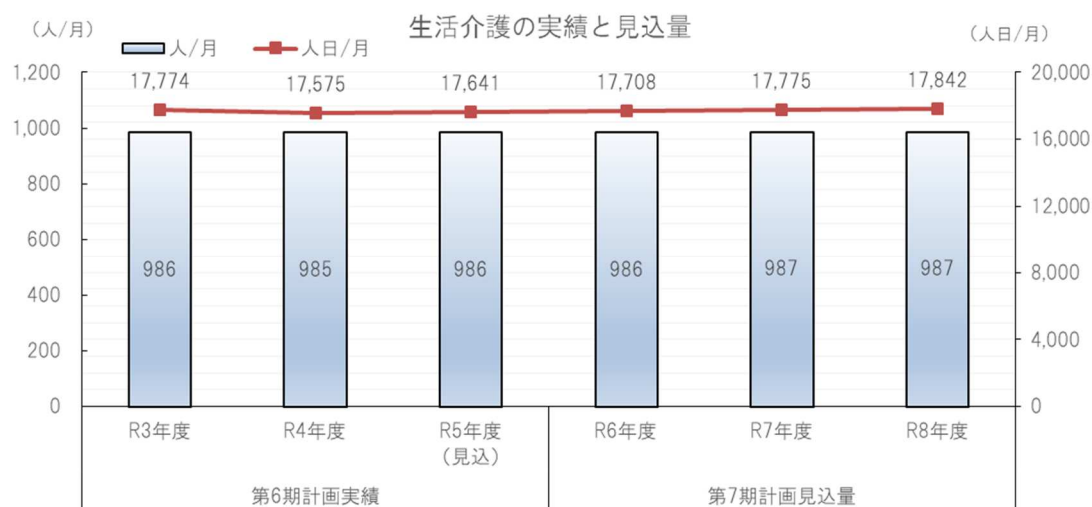
就労継続支援（A型）、短期入所については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少したことから、過年度の利用実績等を基礎（前計画期間の見込量）として、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

就労定着支援については、成果目標に基づき令和3年度実績の1.41倍で見込みます。

◆利用見込量

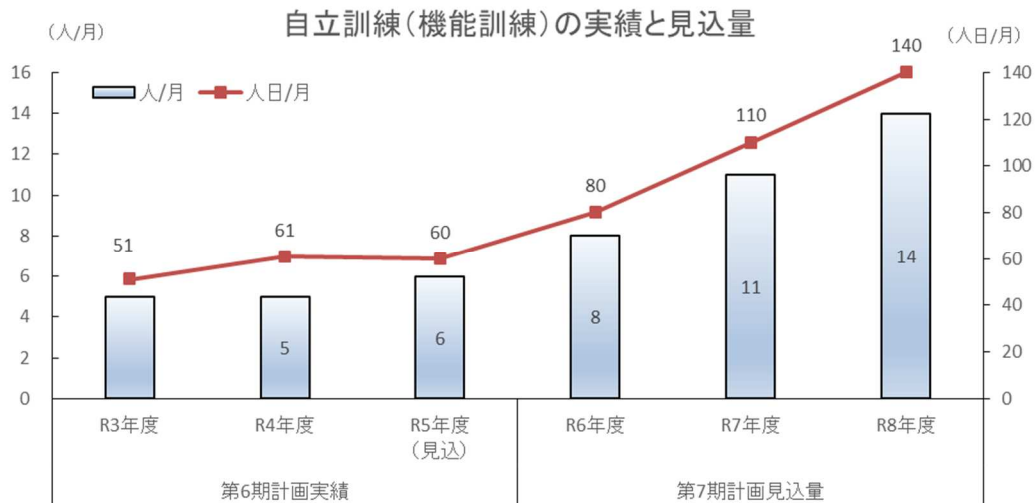
① 生活介護

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	人/月	986	985	986	986	987	987
	人日/月	17,774	17,575	17,641	17,708	17,775	17,842
生活介護のうち 重度障害者	人/月	47	45	48	51	55	58
	人日/月	849	857	914	976	1,041	1,111



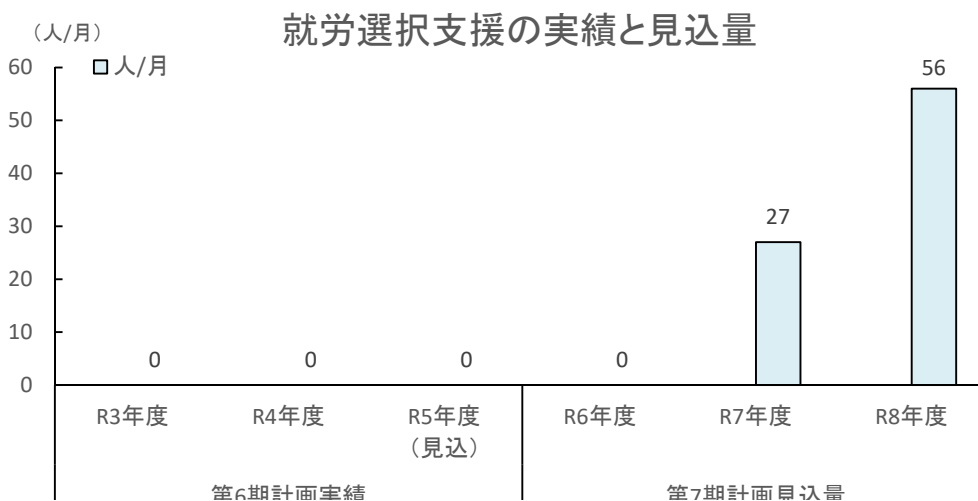
② 自立訓練（機能訓練）

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	5	5	6	8	11	14
	人日/月	51	61	60	80	110	140



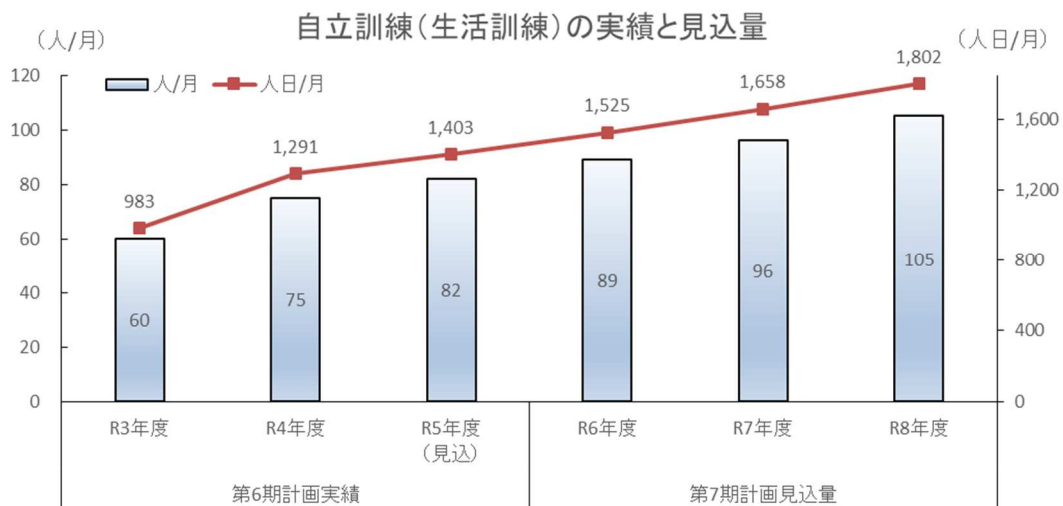
③ 就労選択支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	27	56



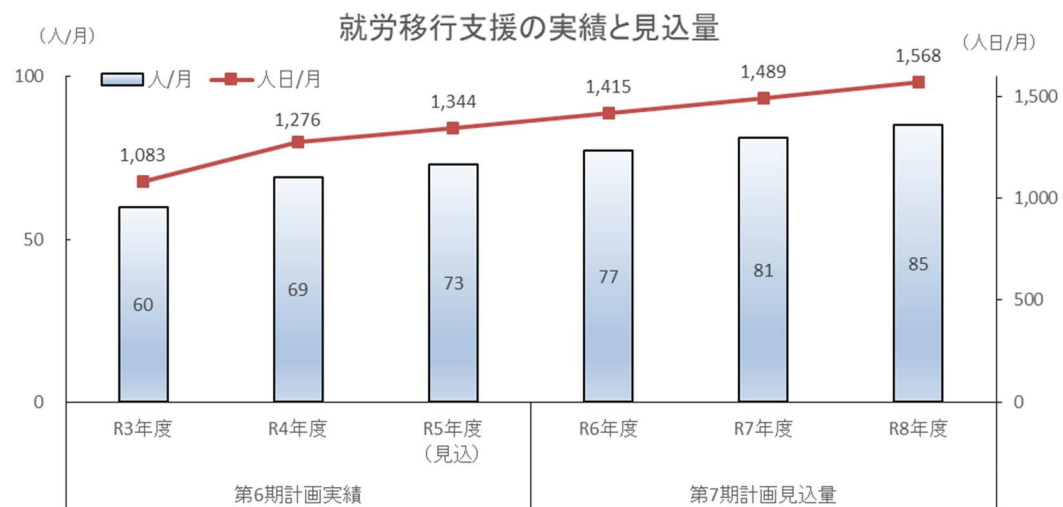
④ 自立訓練（生活訓練）

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	60	75	82	89	96	105
	人日/月	983	1,291	1,403	1,525	1,658	1,802



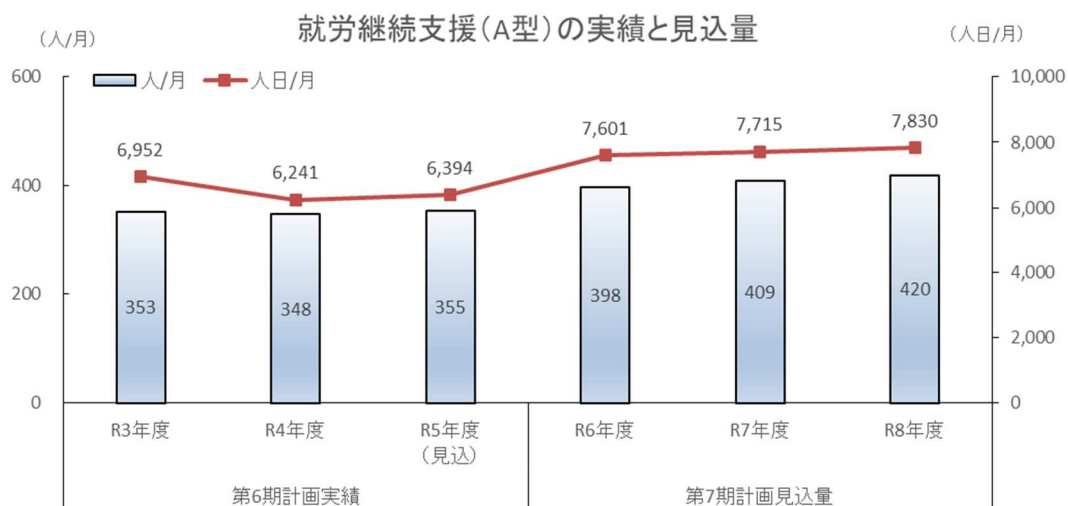
⑤ 就労移行支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援	人/月	60	69	73	77	81	85
	人日/月	1,083	1,276	1,344	1,415	1,489	1,568



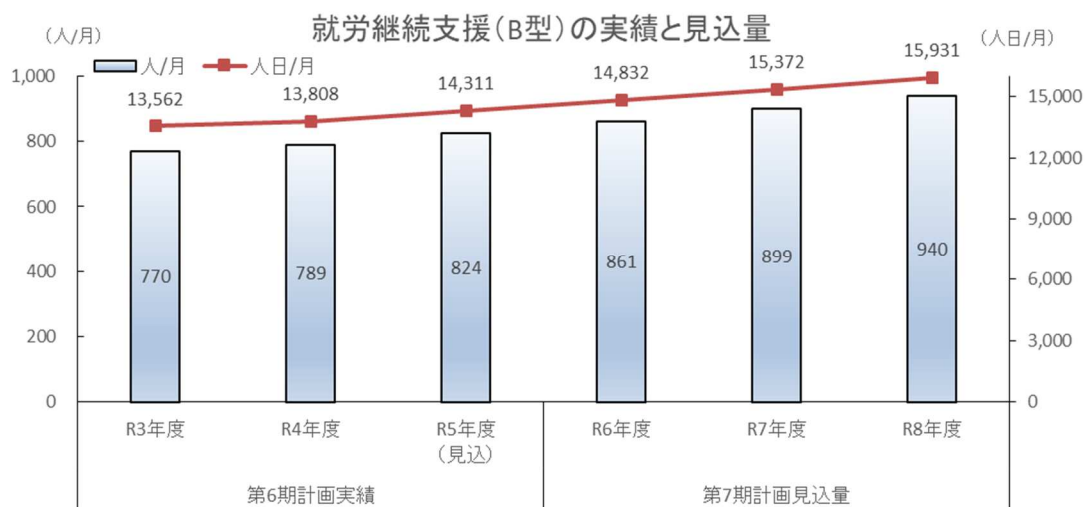
⑥ 就労継続支援（A型）

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援 (A型)	人/月	353	348	355	398	409	420
	人日/月	6,952	6,241	6,394	7,601	7,715	7,830



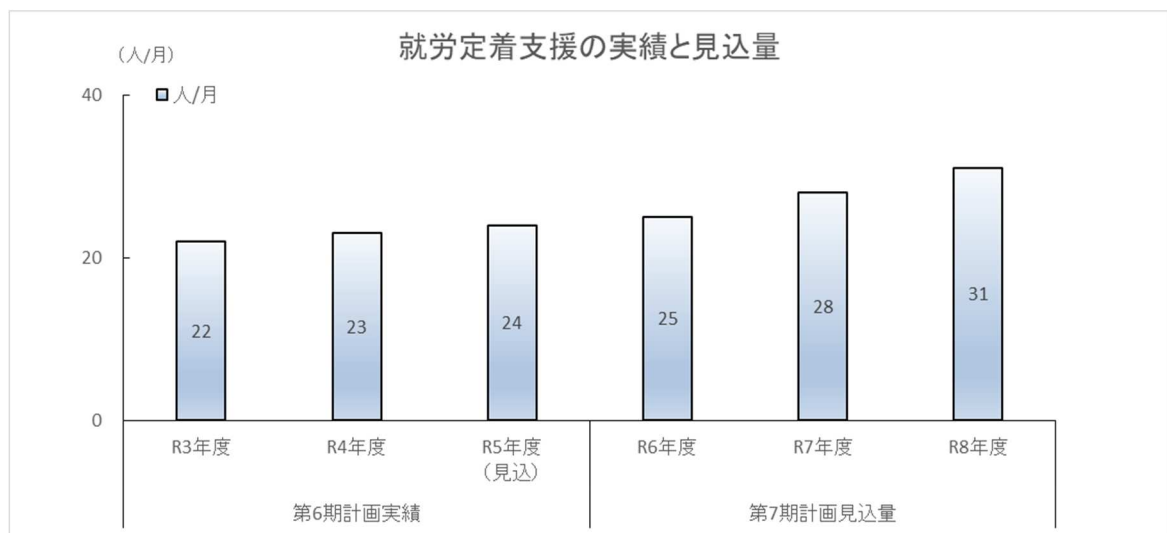
⑦ 就労継続支援（B型）

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援 (B型)	人/月	770	789	824	861	899	940
	人日/月	13,562	13,808	14,311	14,832	15,372	15,931



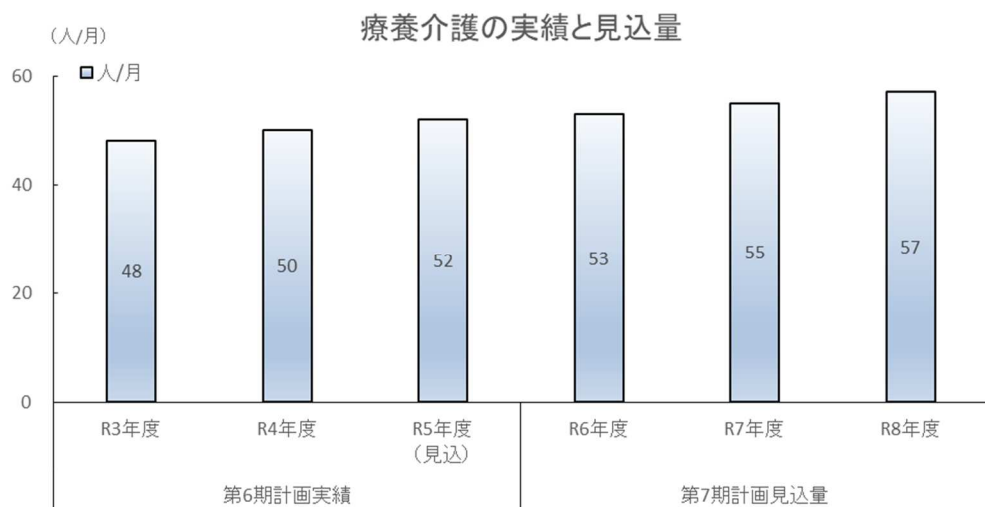
⑧ 就労定着支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労定着支援	人/月	22	23	24	25	28	31



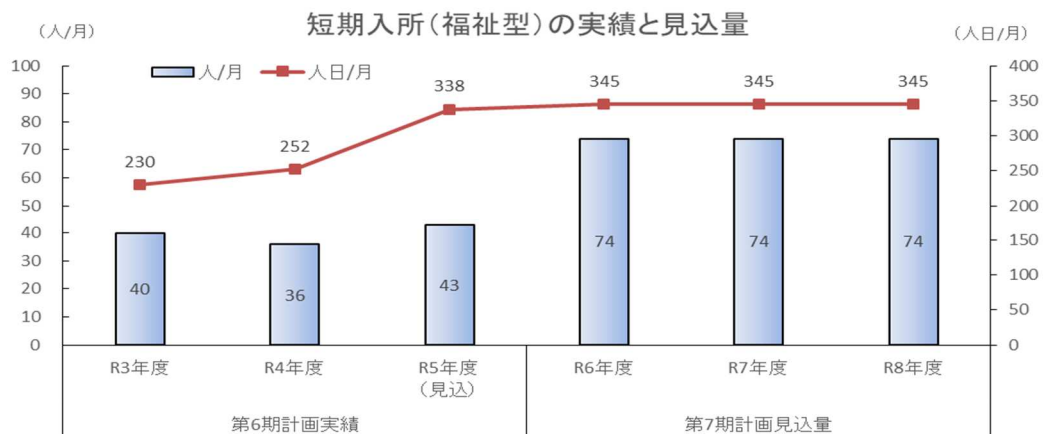
⑨ 療養介護

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	人/月	48	50	52	53	55	57



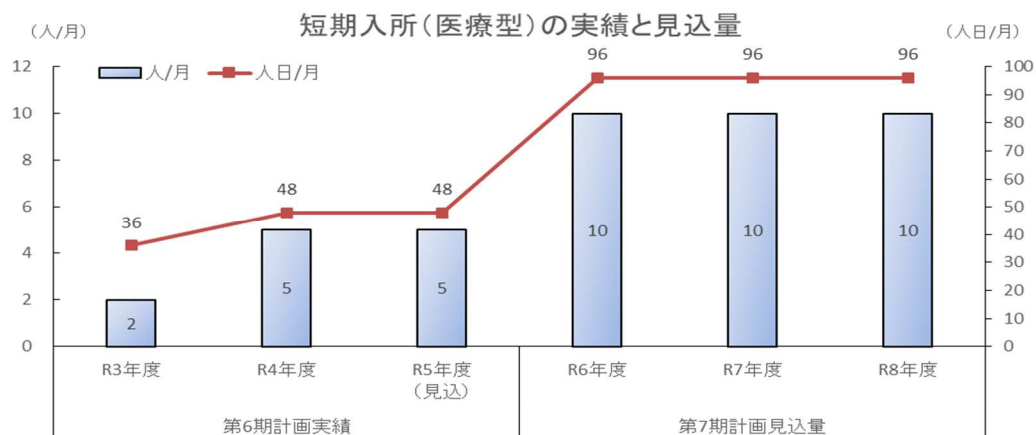
⑩ 短期入所（福祉型）

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所 (福祉型)	人/月	40	36	43	74	74	74
	人日/月	230	252	338	345	345	345
短期入所(福祉 型)のうち重度 障害者	人/月	2	10	11	11	12	13
	人日/月	18	86	92	98	104	111



⑪ 短期入所（医療型）

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所 (医療型)	人/月	2	5	5	10	10	10
	人日/月	36	48	48	96	96	96
短期入所(医療 型)のうち重度 障害者	人/月	1	1	1	2	2	2
	人日/月	2	2	3	6	6	6



◆見込量の確保の考え方

日中活動系サービスについては、施設入所者等の地域移行の促進が図られることにより、障がいのある方が一般住宅やグループホームに居住し、日中活動系サービスを利用することが想定されることから、事業者に対する情報提供や実地指導などを通してサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、事業者に対する実地指導や集団指導などにより、サービスの量及び質的な向上を図ります。

3 居住系サービス

◆サービス内容

①自立生活援助

共同生活援助や施設入所支援を利用していた方に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した地域生活に向けた相談・助言などを行います。

②共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方を対象に、地域社会の中で生活できるよう住居、食事などを提供します。

③施設入所支援

介護が必要な方や通所が困難な方に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

◆見込量に関する考え方

自立生活援助については、地域移行支援利用者の半分程度が利用するものと見込みます。

共同生活援助については、地域生活への移行者の受け皿となることから、成果目標に基づき、増加傾向が続くものと見込みます。

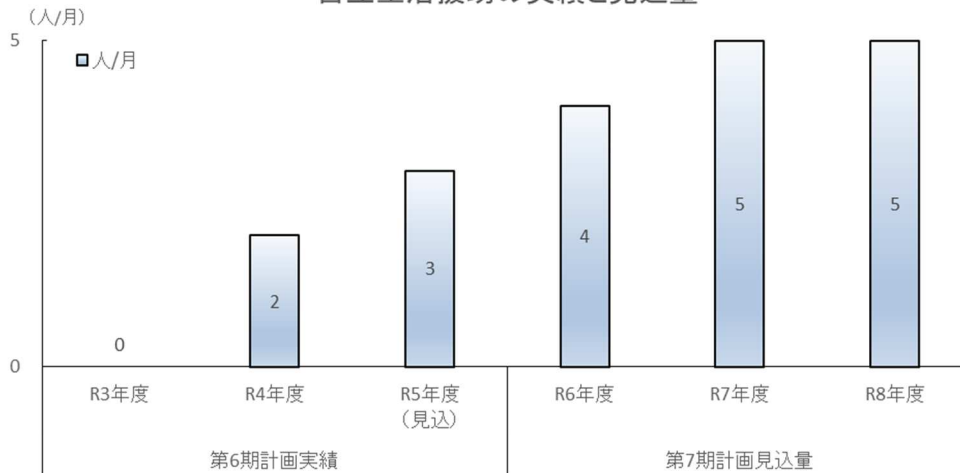
施設入所支援については、成果目標に基づき、令和8年度末の施設入所者数を441人と見込みます。

◆利用見込量

① 自立生活援助

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	0	2	3	4	5	5

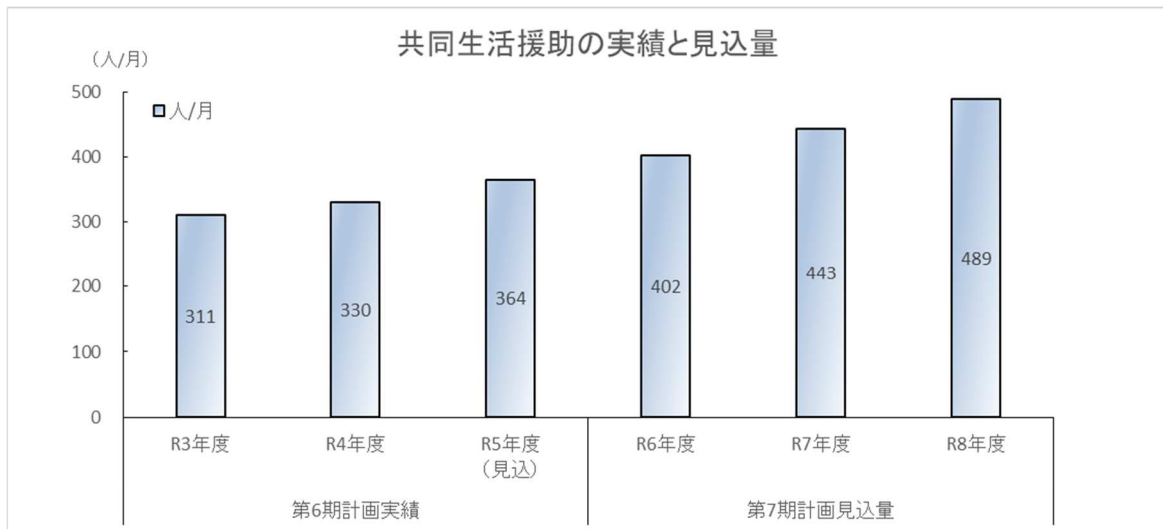
自立生活援助の実績と見込量



② 共同生活援助

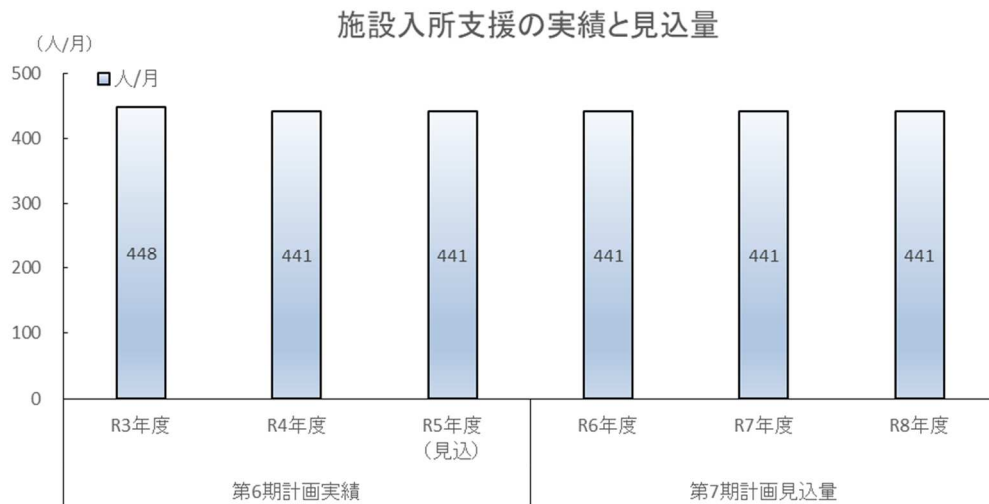
項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	人/月	311	330	364	402	443	489
共同生活援助のうち重度障害者	人/月	7	12	13	14	15	16

共同生活援助の実績と見込量



③ 施設入所支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	人/月	448	441	441	441	441	441



◆見込量の確保の考え方

居住系サービスについては、福祉施設・精神科病院から地域生活への移行を促すとともに、事業者に対しての情報提供などを通してサービスの量及び質的な向上に努めます。

4 相談支援

◆サービス内容

①計画相談支援

障がいのある方が適切な障害福祉サービス等を利用するため、指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がいのある方に対して、住居の確保等の地域における生活に移行するための支援を行います。

③地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいのある方等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。

◆見込量に関する考え方

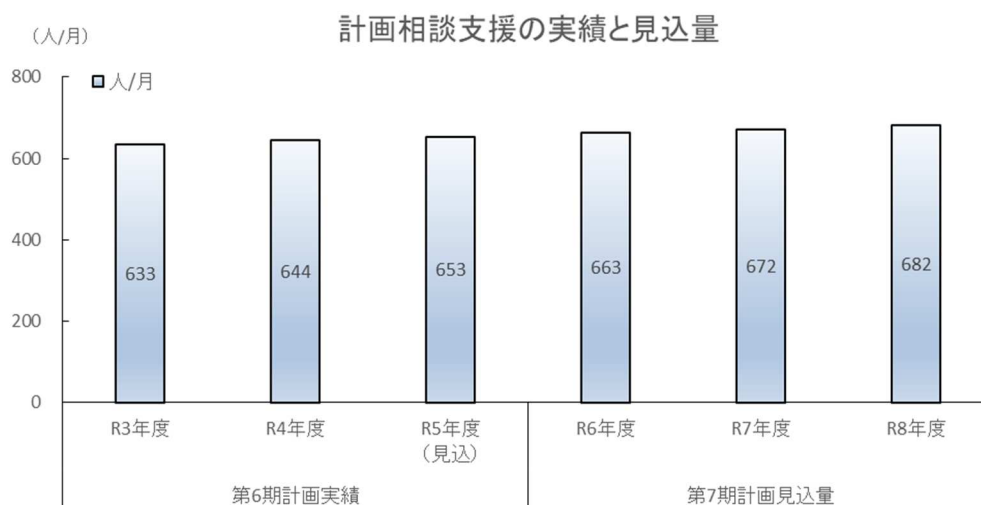
計画相談支援については、事業者数の増加などにより利用者数は増加しており、今後も同様の傾向が続くものと見込みます。

地域移行支援・地域定着支援については、国の基本的な指針において、施設入所者の地域生活への移行及び精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が掲げられおり、増加傾向が続くものと見込みます。

◆利用見込量

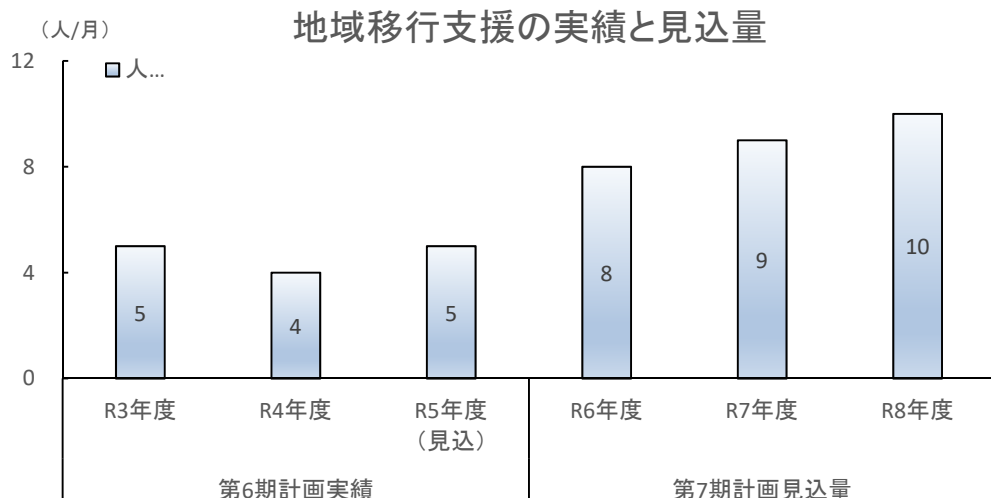
① 計画相談支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	633	644	653	663	672	682



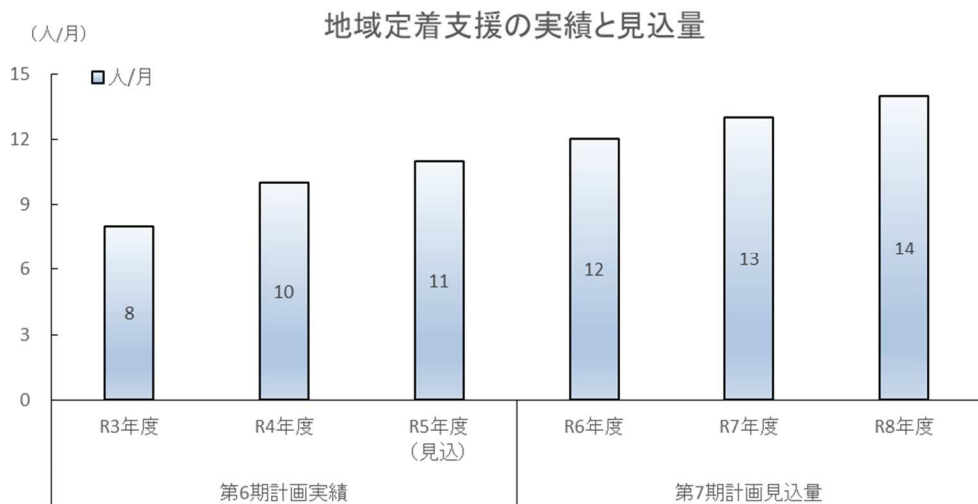
② 地域移行支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	人/月	5	4	5	8	9	10



③ 地域定着支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域定着支援	人/月	8	10	11	12	13	14



◆見込量の確保の考え方

計画相談支援については、青森市相談支援事業所連絡会議^{※1}や事例検討会^{※2}を活用して、情報共有を行うほか、他機関が行う研修への参加を促すなど、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、障がいのある方の特性や実情に応じた適切な事業を実施するため、地域移行支援及び地域定着支援事業者に対する情報提供などにより、相談支援体制の充実に努めます。

また、精神障がいのある方の地域生活への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所などで構成する本市の地域相談支援連絡会^{※3}において情報共有や意見交換を行うなど、関係機関との連携を強化します。

※1 相談支援事業所連絡会議

障がいのある方等に対する適切な相談支援の実施に向けて、市と特定、一般、障害児相談支援事業の指定を受けている事業所とが中心になり、相談支援事業所間の情報量の格差や連携における課題等の解消を目指し、相談支援を行う上で連携が必要となる関係機関と情報・意見交換を行う会議

※2 事例検討会

相談支援における事例を通して相談支援専門員の資質向上やより良い相談支援を目指した関わりについて検討する会議

※3 地域相談支援連絡会

市及び相談支援事業所、精神科病院等の職員が、地域移行や退院支援に向けて、精神障がいのある方の理解促進と支援機関同士のコミュニケーションの促進を目的に意見交換や事例検討などを行う会議

5 障がい児支援

◆サービス内容

①児童発達支援

就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童や重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の施設で、児童発達支援及び治療等を行います。

③放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。

④保育所等訪問支援

保育所や、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や施設への指導等を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどにより外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。

⑥障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援を適切に利用することができるよう、「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につながるよう、コーディネートする人材を配置します。

◆見込量に関する考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、過年度の利用実績等を基礎として、今後も同様に増加傾向が続くものと見込みます。

医療型児童発達支援については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことから、過年度の利用実績等を基礎（前計画期間の見込量の最大値）として、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

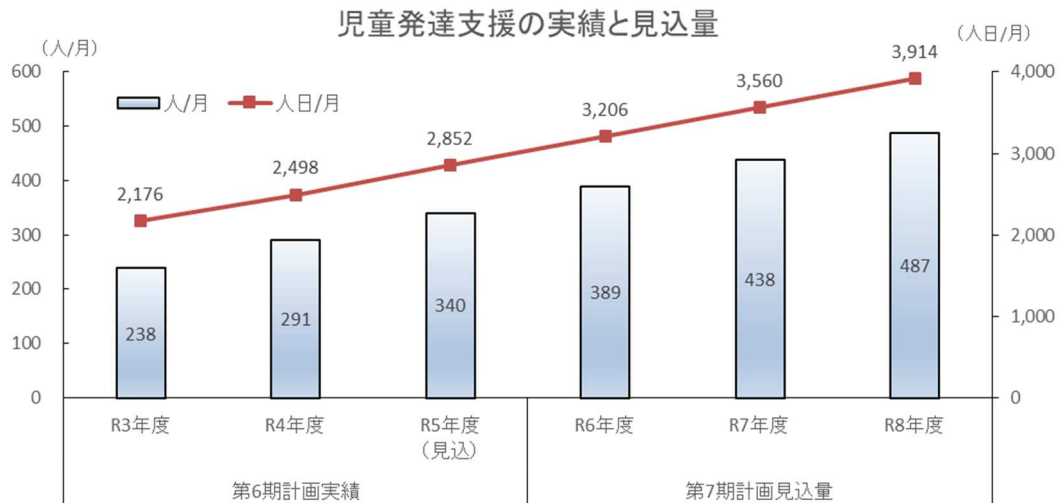
居宅訪問型児童発達支援については、医療型児童発達支援の半分程度の利用と見込みます。

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、医療的ケア児がライフステージを通じ切れ目のない支援を受けることができるよう、今後も継続的な配置を見込みます。

◆利用見込量

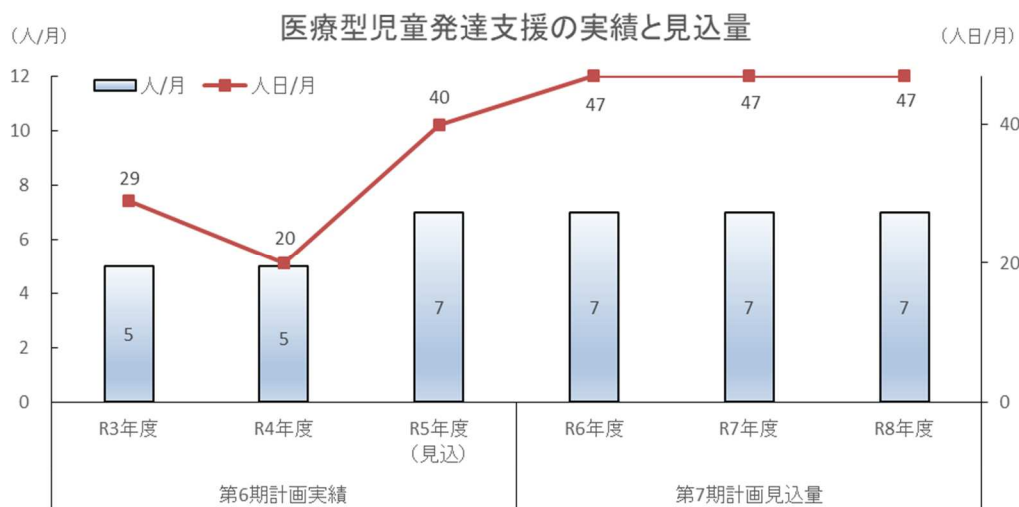
① 児童発達支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人/月	238	291	340	389	438	487
	人日/月	2,126	2,498	2,852	3,206	3,560	3,914



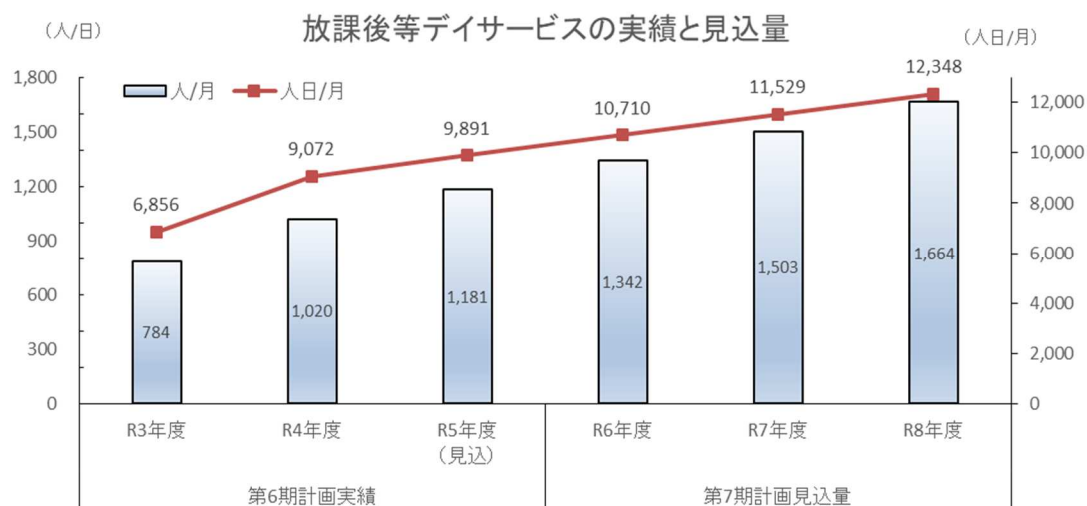
② 医療型児童発達支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
医療型 児童発達支援	人/月	5	5	7	7	7	7
	人日/月	29	20	40	47	47	47



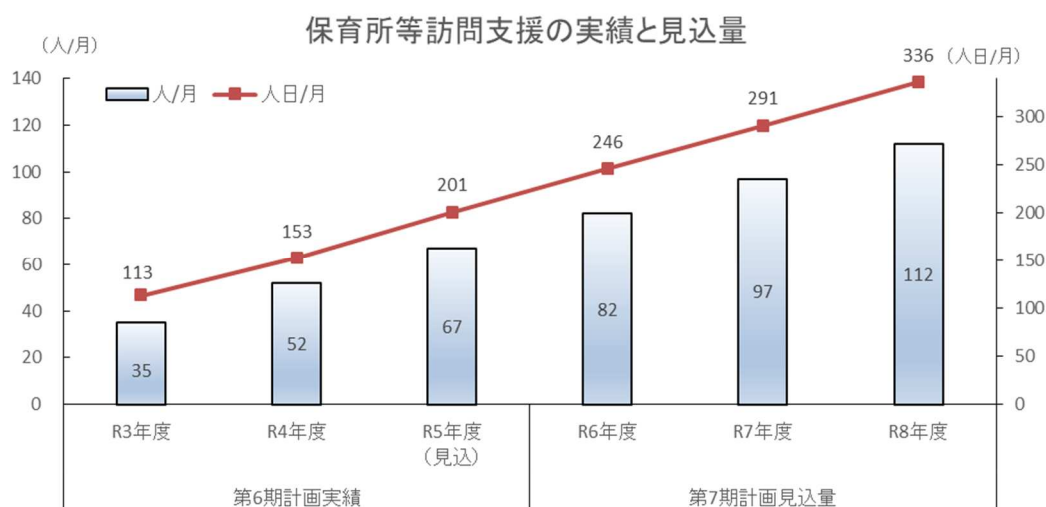
③ 放課後等デイサービス

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
放課後等 デイサービス	人/月	784	1,020	1,181	1,342	1,503	1,664
	人日/月	6,856	9,072	9,891	10,710	11,529	12,348



④ 保育所等訪問支援

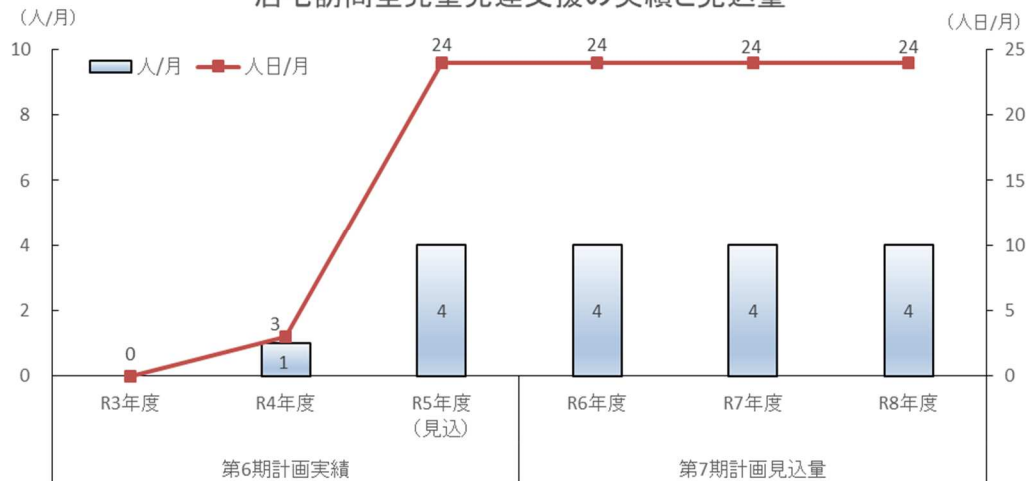
項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
保育所等 訪問支援	人/月	35	52	67	82	97	112
	人日/月	113	153	201	246	291	336



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅訪問型	人/月	0	1	4	4	4	4
児童発達支援	人日/月	0	3	24	24	24	24

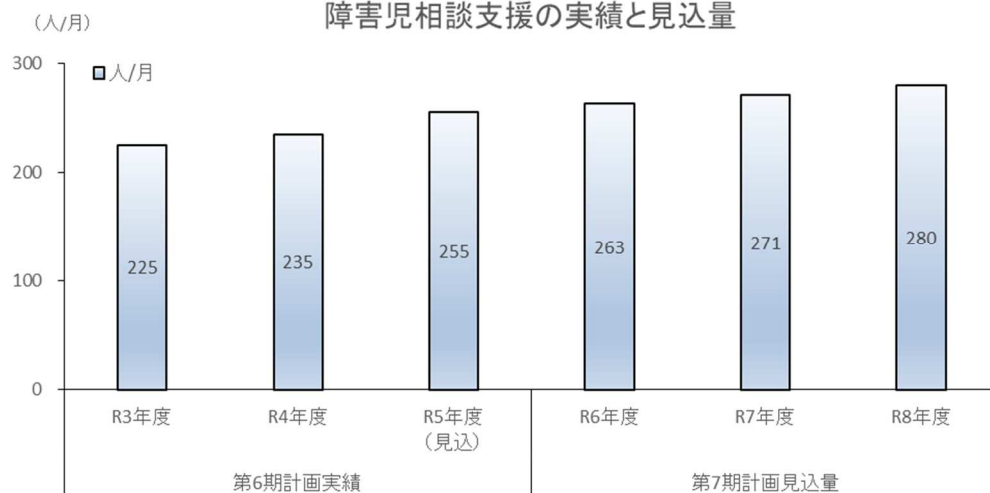
居宅訪問型児童発達支援の実績と見込量



⑥ 障害児相談支援

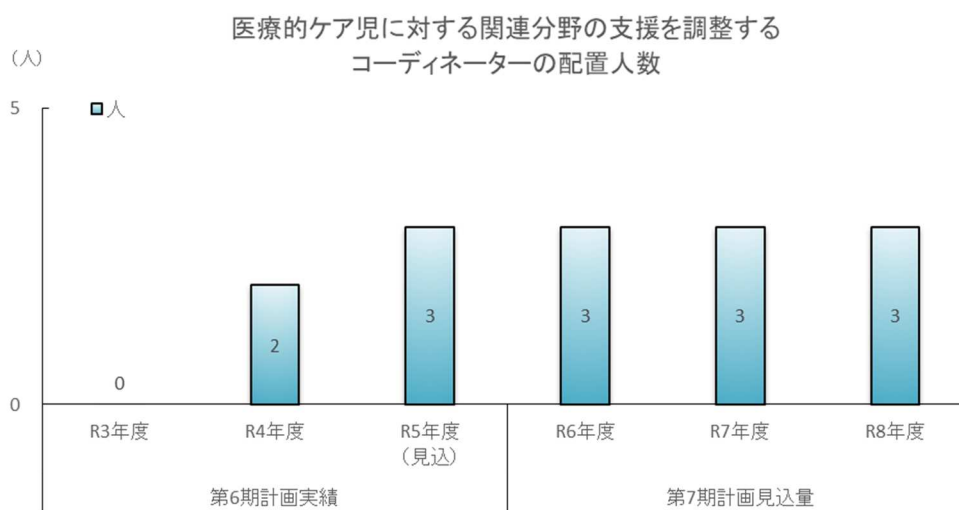
項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
障害児 相談支援	人/月	225	235	255	263	271	280

障害児相談支援の実績と見込量



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	3	3	3	3



◆見込量の確保の考え方

障がい児支援については、多くのサービスにおいて見込量が伸びていることから、青森市障がい者自立支援協議会を活用して、通所支援や特別な支援が必要な障がい児に対する支援の実施形態を検証し、障がいのある児童が、ライフステージに応じて身近な場所で一貫した支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関との連携を強化していくほか、事業者に対する情報提供や実地指導などを通してサービスの量及び質的な向上に努めます。

Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

障がいのある方のニーズを踏まえ、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業を実施することとし、過年度の利用実績等を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類毎の見込量を設定します。

1 必須事業

(1) 障害者に対する理解を深めるための啓発事業

◆サービス内容

障がいのある方等の生活や経験を知って、障がいについて正しく理解し、誰にでもあたたかく接する思いやりの心や、共に支え合って生きていく意識を育むため、小中学生を対象に『福祉読本』を配付するとともに、障害者週間に合わせたパネル展示などを行うほか、障がいのある方が保育所等を訪問し児童等が意思疎通の仕方に触れ合う機会を設けるなど、広く市民への障がいのある方に対する理解を深めるための普及啓発を行います。

◆見込量に関する考え方

「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」において、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための取組を推進するとともに、「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」により、市、事業者及び市民が共生社会の実現を図っていくこととしており、これまで以上に障がいのある方に対する理解を深めるための啓発事業を実施していく必要があります。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
障害者に対する理解を深めるための啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆見込量の確保の考え方

青森市障がい者自立支援協議会を活用し、障がいのある方やその家族が抱える悩みや体験などについて情報を共有するとともに、広く市民にその情報を提供することにより、障がいに対する正しい理解の促進を図ります。

また、障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせたパネル展や障がいのある方の手作りした物販の催しの開催、「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付、障がいのある方による保育所等訪問を通じ、障がいのある方に対する理解を深めるための啓発に努めます。

(2) 障害者相談支援事業

◆サービス内容

本市では現在、現在、基幹相談支援センター機能を有する市の窓口及び、地域包括支援センター及び地域活動支援センター I 型を併設する指定特定相談事業所 5 箇所において、障がいのある方及びその家族の方のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介などを実施しています。

◆見込量に関する考え方

今後も、基幹相談支援センター機能を有する市の窓口及び指定特定相談事業所 5 箇所の合わせて 6 箇所において実施します。

◆利用見込量

区分	単位	第 6 期計画			第 7 期計画見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者相談 支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5

◆見込量の確保の考え方

障害者相談支援事業については、障がいのある方及びその家族の方のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介などを行えるよう、引き続き事業を実施します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

◆サービス内容

認知症や、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方の財産管理や身上監護のため、市が申立人となるなど、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

◆見込量に関する考え方

需要が高いものの年度により増減があることから、令和 5 年度の見込量で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第 6 期計画			第 7 期計画見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	3	12	12	12	12	12

◆見込量の確保の考え方

成年後見制度利用支援事業については、関係機関との連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

◆サービス内容

市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、法人後見実施団体や法人後見の実施を予定している団体等を対象とした研修を実施します。

◆見込量に関する考え方

後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が課題となっていることから、青森圏域連携中枢都市圏事業として、連携町村の法人等にも参加を促すとともに、圏域が一体となった地域活力の向上を図るため、法人後見活動を支援するための研修会を隔年で実施します。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	有	無	有	無	有	無

◆見込量の確保の考え方

社会福祉法人等の法人後見実施団体やその他関係機関との連携を図りながら、法人後見活動を支援するための研修を実施します。

(5) 意思疎通支援事業

◆サービス内容

①手話通訳者派遣事業

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、聴覚障がいのある方等が行う各種手続きや社会参加の場へ手話通訳者を派遣します。

②要約筆記者派遣事業

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、話の内容をその場で要約した上で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

③手話通訳者設置事業

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、市の窓口到手話通訳者を設置します。

④入院時意思疎通支援事業

意思疎通が困難な障がいのある方が入院した際に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療従事者等に伝えることができるホームヘルパーを意思疎通支援員として医療機関に派遣することにより、医療従事者との意思疎通の円滑化を図ります。

◆見込量に関する考え方

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、大きな変動がないことから、令和5年度の見込量で推移するものと見込みます。

手話通訳者設置事業については、3人の手話通訳者を設置すると見込みます。

入院時意思疎通支援事業については、大きな変動がないことから、対象者が1名となった場合として見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者派遣事業	件	1,444	1,426	1,471	1,471	1,471	1,471
要約筆記者派遣事業	件	106	151	151	151	151	151
手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	3
入院時意思疎通支援事業	人	0	0	1	1	1	1
	時間	0	0	120	120	120	120

◆見込量の確保の考え方

手話通訳者派遣事業については、本市の特別支援事業として手話通訳者養成研修を継続し、手話通訳者の登録者数の確保に努めます。

要約筆記者派遣事業については、青森県の実施する要約筆記者養成研修修了者に対し、登録を求め登録者の確保に努めます。

入院時意思疎通支援事業については、障がいのある方やそのご家族、相談支援事業所などへ周知するとともに、居宅介護事業所や医療機関との連携を図りながら、入院時における意思疎通支援の提供体制の確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

◆サービス内容

障がいのある方や難病患者等の方に対して、生活上の不便を解消し、円滑に生活が送れるよう、日常生活用具を給付します。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具です。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、自立生活を支援する用具です。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、在宅療養等を支援する用具です。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人口喉頭などの、情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具です。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ装具などの、排泄管理を支援する用具です。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

設置に小規模な住宅改修を伴う居宅生活動作等を円滑にする用具です。

◆見込量に関する考え方

日常生活用具給付等事業で給付している用具については、用具によって利用件数にばらつきが見られるため、件数が増加しているものは増加傾向が続き、年度によってばらつきがみられるものは令和5年度の見込量で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件	24	24	29	29	29	29
自立生活支援用具	件	35	47	52	57	59	65
在宅療養等支援用具	件	59	62	64	66	69	71
情報・意思疎通支援用具	件	50	56	65	75	86	100
排泄管理支援用具	件	7,704	7,362	7,631	7,631	7,631	7,631
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	5	8	9	11	12	14
計	件	7,877	7,559	7,850	7,869	7,886	7,910

◆見込量の確保の考え方

日常生活用具給付等事業については、障がいの状況に応じて必要となる日常生活用具について周知を図るとともに、適切な給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成事業

◆サービス内容

手話教室を開催することにより、聴覚障がいのある方の生活及び関連する福祉制度等についての理解や交流活動の促進を図るとともに、奉仕員を養成します。

◆見込量に関する考え方

手話奉仕員養成事業については、今後も令和5年度の見込量（事業の定員数）で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成事業	人	56	53	60	60	60	60

◆見込量の確保の考え方

手話奉仕員養成事業については、ろうあ協会等の関係機関との連携を図りながら、手話奉仕員を養成するための研修を実施します。

(8) 障害者外出介護サービス事業

◆サービス内容

重度の視覚障がいや全身性障がい、知的障がい、精神障がいのある方や難病患者等の方に対して、社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣します。

◆見込量に関する考え方

障害者外出介護サービス事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことから、過年度の利用実績等の平均値（前計画期間の見込量）で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
障害者外出介護サービス事業	人	76	75	81	111	111	111
	時間	13,488	14,181	15,472	17,390	17,390	17,390

◆見込量の確保の考え方

障害者外出介護サービス事業については、外出時の付添ヘルパーを派遣する提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

◆サービス内容

障がいのある方に、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、社会との交流を促進します。

◆見込量に関する考え方

地域活動支援センター事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことから、過年度の利用実績等の平均値（前計画期間の見込量）で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6	6	6	6
	人	25,090	23,388	30,616	30,616	30,616	30,616

◆見込量の確保の考え方

地域活動支援センターについては、障がいのある方の地域生活支援を促進するため、引き続き現行の実施団体への支援を行います。

(10) 障害児等療育支援事業

◆サービス内容

障がいのある児童やその家族に対して、身近な地域で専門的な相談や支援などの療育指導を受けることができるよう、巡回相談・指導、訪問による健康診査などを行います。

◆見込量に関する考え方

障害児等療育支援事業は、過年度の当該サービス提供事業所数と同様に、増加傾向が続くものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
障害児等療育支援事業	箇所	8	10	10	11	12	13

◆見込量の確保の考え方

障害児等療育支援事業については、障がいのある児童やその家族が身近な地域で療育指導を受けられよう、事業所数の増加に向けて働きかけに努めます。

(11) 手話通訳者養成研修事業

◆サービス内容

聴覚障がいのある方等の福祉増進と社会参加促進に役立てるため、身体障がい者福祉や手話通訳者の役割等の知識と手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。

◆見込量に関する考え方

手話通訳者養成研修事業については、今後も過年度の平均値（事業の定員数）で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者養成研修事業	人	35	32	30	30	30	30

◆見込量の確保の考え方

手話奉仕員養成研修修了者に対して手話通訳者養成研修の受講を働きかけるとともに、ろうあ協会等の関係機関との連携を図りながら、手話通訳者を養成するための研修を実施します。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

◆サービス内容

介護者の就労支援及び介護負担の軽減を図るため、障がいのある方に対して、日中の一時的な活動の場を提供します。

◆見込量に関する考え方

日中一時支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこと、介護者の高齢化が進んでいることから、過年度の利用実績等を基礎（前計画期間の見込量）として、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	人/月	92	80	81	138	145	151
	回/年	6,098	5,130	5,160	10,021	10,529	10,965

(2) 訪問入浴サービス事業

◆サービス内容

身体障がいのある方や難病患者等の方で、移動が困難な方を対象に、居宅において訪問入浴車による入浴サービスを行います。

◆見込量に関する考え方

利用者数に大きな変動がないことから、令和5年度の見込量で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	7	7	8	8	8	8

(3) 点字・声の広報等発行事業

◆サービス内容

重度の視覚障がいのある方に対し、市政情報の点字版や音声版を配布します。

◆見込量に関する考え方

障がいのある方に対する情報提供を図るため、これまでと同様に福祉ガイドブック音声版、広報あおもり及び議会だよりの点字版や音声版を作製し、配布します。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
点字・声の広報等発行事業	実施事業数	7	7	7	7	7	7

(4) 点訳奉仕員養成事業

◆サービス内容

点字教室を開催することにより、視覚障がいのある方の生活及び関連する福祉制度等についての理解や交流活動の促進を図るとともに、奉仕員を養成します。

◆見込量に関する考え方

点訳奉仕員養成事業については、養成研修修了者が増加していることから、増加傾向が続くものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期計画			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
点訳奉仕員養成事業	人	2	8	12	15	18	21

◆見込量の確保の考え方

点訳奉仕員養成事業については、関係機関との連携を図りながら、点訳奉仕員を養成するための研修を実施します。

(5) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

◆サービス内容

①自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方や難病患者等の方の就労等社会参加の促進を図るため、普通自動車運転免許の取得に要した費用経費の一部を助成します。

②自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方や難病患者等の方が就労等によって自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等（ハンドルまわり、クラッチなど）の改造をする場合、改造に要した経費の一部を助成します。

◆見込量に関する考え方

年度により増減があることから、前計画期間の実績平均値で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	24	17	21	20	20	20

◇任意事業の見込量の確保の考え方

地域生活支援事業の任意事業については、これまでの取組に加え、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他の関係機関との連携を図りながら、障がいのある方が地域で安心した生活ができるよう各事業に取り組めます。

青森市障がい福祉計画第7期計画

【発行年月】 令和6年3月発行

【編集・発行】 青森市福祉部障がい者支援課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号

電 話 017-734-2317

FAX 017-734-5329

